

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
岡共第1号	日生町漁業協同組合 伊里漁業協同組合 色久町漁業協同組合 赤穂市漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島地先	基点第21号・点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点第39号及び基点第29号の各点を順次結んだ13直線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第2号 岡山県・兵庫県界真尾鼻に設置した標識 基点第5号 備前市日生町家河掛ノ鼻突端に設置した標識 基点第8号 備前市日生町日生日生港北西角陸岸に設置した標識 基点第19号 兵庫県赤穂市西浜町崎崎防波堤基部から防波堤上30メートルの位置に設置した標識 基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識 基点第22号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識 基点第23号 備前市日生町鹿久居島北側船石に設置した標識 基点第24号 備前市日生町鹿久居島北側北端に設置した標識 基点第27号 備前市日生町鹿久居島砲石鼻灯台 基点第28号 備前市日生町鹿久居島南側仰の鼻南端に設置した標識 基点第29号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識 基点第39号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識 基点第43号 備前市日生町瑞島東側コメインに設置した標識 基点第53号 備前市日生町大府島東端に設置した標識 点ア 基点第21号から基点第8号見返し線上基点第21号から500メートルの点 点イ 基点第22号から基点第5号見返し線上基点第22号から200メートルの点 点ウ 基点第23号から日生町家河掛山(207)山頂見返し線上基点第23号から900メートルの点 点エ 基点第19号から基点第2号見返し延長線上基点第2号から300メートルの点 点オ 基点24号から赤穂市福浦古池堤田堤防東角見返し線と基点第19号から基点第2号見返し線との交差点 点カ 基点第24号から赤穂市福浦古池堤田堤防東角見返し線と基点第24号から500メートルの点 点キ 基点第27号から日生町取揃島見返し線上基点第27号から1,000メートルの点 点ク 基点第27号から真方位180度の線上基点第27号から200メートルの点 点ケ 基点第29号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見返し線と、基点第27号と基点第43号を結んだ線との交差点 点コ 基点第28号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見返し線と、基点第53号から赤穂市赤穂御崎突端見返し線との交差点 点サ 基点第39号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見返し線と、基点第53号から赤穂市赤穂御崎突端見返し線との交差点	第一種共同漁業	なまこ、いぎす	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで いぎす漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町、穂浪、瀬戸内市色久町、赤穂市福浦	
岡共第2号	日生町漁業協同組合 伊里漁業協同組合 色久町漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島西地先	基点第21号・点ア、イ、ウ、エ、オ、基点第43号・点カ、基点第39号及び基点第29号の各点を順次結んだ9直線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第3号 備前市日生町日生日生港北西角陸岸に設置した標識 基点第9号 備前市日生町棚越山(126)山麓東端に設置した標識 基点第13号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識 基点第21号 備前市日生町鹿久居島千軒湾東側穴虫に設置した標識 基点第27号 備前市日生町鹿久居島砲石鼻灯台 基点第29号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識 基点第39号 備前市日生町鹿久居島南側仰の鼻南端に設置した標識 基点第43号 備前市日生町瑞島東側コメインに設置した標識 基点第57号 備前市日生町大府島大府港西防波堤北端に設置した標識 基点第75号 備前市日生町鴻島ヶ鼻突端に設置した標識 点ア 基点第8号から基点第21号見返し線と、基点第13号から鹿久居島北端見返し線との交差点 点イ 基点第9号から鴻島ヶ鼻西側地の沢の高見返し線と、基点第13号から鹿久居島北端見返し線との交差点 点ウ 基点第9号から鴻島ヶ鼻西側地の沢の高見返し線と、基点第13号から日生町大府島西小糸見返し線と交差点 点エ 基点第11号から大府島西小糸見返し線と、基点第75号から小割島見返し線との交差点 点オ 基点第43号から基点第57号見返し線と、基点第75号から小割島見返し線との交差点 点カ 基点第39号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見返し線と、基点第43号から基点第27号見返し線との交差点	第一種共同漁業	なまこ、いぎす、しらも	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで いぎす、しらも漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町、穂浪、瀬戸内市色久町	
岡共第3号	日生町漁業協同組合 伊里漁業協同組合 色久町漁業協同組合 赤穂市漁業協同組合	備前市日生町大府島地先	点ア、イ、ウ、エ、オ及び点ア'の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第27号 備前市日生町鹿久居島砲石鼻灯台 基点第39号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識 基点第40号 備前市日生町瑞島西端水ヶ鼻に設置した標識 基点第52号 備前市日生町大府島北東端に設置した標識 基点第53号 備前市日生町大府島南東端に設置した標識 基点第85号 備前市日生町小割島南端に設置した標識 基点第308号 瀬戸内市色久町長島崎南東端に設置した標識 点ア 基点第39号から基点第53号見返し線と、基点第85号から色久町長島北端見返し線との交差点 点イ 基点第27号から基点第85号見返し延長線と、基点第52号から兵庫県姫路市家島町小松島頂見返し線との交差点 点ウ 基点第39号から基点第53号見返し延長線と、基点第308号から兵庫県姫路市家島町下島北端見返し線との交差点 点エ 基点第40号から大府島西小糸見返し延長線と、基点第308号から兵庫県姫路市家島町下島北端見返し線との交差点 点オ 基点第40号から大府島西小糸見返し線と、基点第85号から長島北端見返し線との交差点	第一種共同漁業	なまこ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町、穂浪、瀬戸内市色久町、赤穂市福浦	
岡共第4号	日生町漁業協同組合 伊里漁業協同組合 色久町漁業協同組合	備前市日生町曾島、鴻島地先	基点第70号・点ア、イ、ウ、エ及び基点第76号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第18号 備前市日生町日生高島南東端(ヨータイ日生工場)に設置した標識 基点第33号 備前市日生町鹿久居島西端タリノ鼻突端に設置した標識 基点第60号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識 基点第70号 備前市日生町瑞島北東角鼻突端に設置した標識 基点第76号 備前市日生町鴻島タワー(燈の頭)鼻突端に設置した標識 基点第102号 備前市日生町大府島北西イコ岩に設置した標識 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識 基点第308号 瀬戸内市色久町長島崎南東端に設置した標識 点ア 基点第70号から基点第201号見返し線上基点第70号から900メートルの点 点イ 基点第60号から基点第15号見返し線上基点第60号から200メートルの点 点ウ 基点第33号から基点第308号見返し線上基点第33号から500メートルの点 点エ 基点第33号から基点第308号見返し線と、基点第76号から基点第102号見返し線との交差点	第一種共同漁業	なまこ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町、穂浪、瀬戸内市色久町	
岡共第5号	日生町漁業協同組合 伊里漁業協同組合	備前市日生町日生地先	基点第8号・点ア、イ、ウ、エ及び基点第201号を順次結んだ1直線、基点第11号及び基点第12号を結んだ直線並びに 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第8号 備前市日生町日生日生港北西角陸岸に設置した標識 基点第9号 備前市日生町棚越山(126)山麓東端に設置した標識 基点第11号 備前市日生町日生皆喜橋南東詰に設置した標識 基点第12号 備前市日生町日生皆喜橋南西詰に設置した標識 基点第13号 備前市日生町日生皆喜橋南東詰に設置した標識 基点第15号 備前市日生町日生高島南東端(ヨータイ日生工場)に設置した標識 基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識 基点第60号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識 点ア 基点第8号から基点第21号見返し線と、基点第13号からツプロ鼻南端見返し線との交差点 点イ 基点第9号から日生町鴻島ヶ鼻南端見返し線と、基点第13号からツプロ鼻南端見返し線との交差点 点ウ 基点第15号から基点第60号見返し線上基点第15号から200メートルの点	第一種共同漁業	なまこ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町、穂浪	

同共第6号	日生町漁業協同組合 赤穂市漁業協同組合	備前市日生町取揚島地先	基点第16号、点ア、イ及び基点第18号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1号 兵庫県赤穂市福浦田岡山県・兵庫県境界石柱 基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識 基点第18号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識 基点第27号 備前市日生町鹿久居島礁石鼻灯台 点ア 基点第16号から基点第1号見通し線上基点第16号から2.110メートルの点 点イ 基点第18号から基点第27号見通し線と、点アから真方位180度見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町、赤穂市赤穂、赤穂市福浦	
同共第7号	日生町漁業協同組合 赤穂市漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島東地先	点ア、イ、ウ及び点アの各点を順次結んだ3直線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1号 兵庫県赤穂市福浦田岡山県・兵庫県境界石柱 基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識 基点第18号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識 基点第25号 備前市日生町鹿久居島礁石に設置した標識 基点第27号 備前市日生町鹿久居島礁石鼻灯台 点ア 基点第25号から赤穂市、相生市界高取山山頂送電鉄塔(真方位49度)見通し線と、点エから真方位180度見通し線との交差点 点イ 基点第18号から基点第27号見通し線と、点エから真方位180度見通し線との交差点 点ウ 基点第25号から赤穂市、相生市界高取山山頂送電鉄塔見通し線と、点イから基点第1号見通し線との交差点 点エ 基点第16号から基点第1号見通し線上基点第16号から2.430メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町、赤穂市赤穂、赤穂市福浦	
同共第8号	日生町漁業協同組合 赤穂市漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島北地先	基点第2号、点ア、イ、ウ及び基点第25号の各点を順次結んだ4直線、基点第6号、点エ、オ、カ及び基点第23号の各点を順次結んだ4直線、基点第3号及び基点第4号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1号 兵庫県赤穂市福浦田岡山県・兵庫県境界石柱 基点第2号 岡山県・兵庫県界真島鼻に設置した標識 基点第3号 備前市日生町寒河瀬見橋東詰南側に設置した標識 基点第4号 備前市日生町寒河瀬見橋西詰南側に設置した標識 基点第5号 備前市日生町寒河瀬ノ鼻突端に設置した標識 基点第6号 備前市日生町寒河2427-2番地地先護岸に設置した標識 基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識 基点第19号 兵庫県赤穂市日生町御前防波堤基部から防波堤30メートルの位置に設置した標識 基点第22号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識 基点第25号 備前市日生町鹿久居島北側船石に設置した標識 基点第26号 備前市日生町鹿久居島礁石に設置した標識 点ア 基点第1号から基点第16号見通し線と、基点第2号から基点第19号見通し線との交差点 点イ 基点第16号から基点第1号見通し線上基点第16号から2.430メートルの点 点ウ 基点第25号から赤穂市、相生市界高取山山頂送電鉄塔(真方位49度)見通し線と、点イから真方位180度見通し線との交差点 点エ 基点第22号から基点第6号見通し線上基点第22号から300メートルの点 点オ 基点第22号から基点第5号見通し線上基点第22号から200メートルの点 点カ 基点第23号から真方位27度見通し線上基点第23号から200メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く)、赤穂市福浦	
同共第9号	日生町漁業協同組合	備前市日生町日生地先	基点第6号、点ア、イ及び基点第8号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第6号 備前市日生町寒河2427-2番地地先護岸に設置した標識 基点第8号 備前市日生町日生生港北西角護岸に設置した標識 基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識 基点第22号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識 点ア 基点第22号から基点第6号見通し線上基点第22号から300メートルの点 点イ 基点第21号から基点第8号見通し線上基点第21号から300メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く)	
同共第10号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島東地先	基点第25号、点ア、イ及び基点第27号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1号 兵庫県赤穂市福浦田岡山県・兵庫県境界石柱 基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識 基点第18号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識 基点第25号 備前市日生町鹿久居島礁石に設置した標識 基点第27号 備前市日生町鹿久居島礁石鼻灯台 点ア 基点第25号から赤穂市相生市界高取山山頂送電鉄塔(真方位49度)見通し線と、点イから基点第1号見通し線との交差点 点イ 基点第18号から基点第27号見通し線と、点アから真方位180度見通し線との交差点 点ウ 基点第16号から基点第1号見通し線上基点第16号から2.430メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く)	
同共第11号	日生町漁業協同組合 赤穂市漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島北地先	基点第21号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第23号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第5号 備前市日生町寒河瀬ノ鼻突端に設置した標識 基点第6号 備前市日生町寒河2427-2番地地先護岸に設置した標識 基点第8号 備前市日生町日生生港北西角護岸に設置した標識 基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識 基点第22号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識 基点第23号 備前市日生町鹿久居島北側船石に設置した標識 点ア 基点第21号から基点第8号見通し線上基点第21号から500メートルの点 点イ 基点第22号から基点第6号見通し線上基点第22号から300メートルの点 点ウ 基点第22号から基点第5号見通し線上基点第22号から200メートルの点 点エ 基点第23号から真方位27度見通し線上基点第23号から200メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町、赤穂市福浦	
同共第12号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島、頭島、鶴島地先	基点第21号、点ア、イ、ウ、エ、オ、基点第43号、点カ、キ、ク、ケ及び基点第27号の各点を順次結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第6号 備前市日生町日生生港北西角護岸に設置した標識 基点第9号 備前市日生町福富山(126)山麓東端に設置した標識 基点第13号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識 基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識 基点第22号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識 基点第27号 備前市日生町鹿久居島礁石鼻灯台 基点第28号 備前市日生町鹿久居島南側御前の鼻に設置した標識 基点第39号 備前市日生町鹿久居島南側御前の鼻に設置した標識 基点第43号 備前市日生町頭島東側コメシに設置した標識 基点第53号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識 基点第75号 備前市日生町清島岳ノ鼻突端に設置した標識 点ア 基点第8号から基点第21号見通し線と、基点第13号から基点第22号見通し線との交差点 点イ 基点第9号から日生町清島岳ノ尻の高頂(谷ノ鼻の西)見通し線と、基点第13号から基点第22号見通し線との交差点 点ウ 基点第9号から日生港、尻ノ鼻の高頂見通し線と、基点第13号から基点第27号見通し線との交差点 点エ 基点第13号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第75号から日生町鶴島南小島島見通し線との交差点 点オ 基点第43号から基点第57号見通し線と、基点第75号から小島島見通し線との交差点 点カ 基点第39号から小島島見通し線と、基点第43号から基点第27号見通し線との交差点 点キ 基点第39号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第53号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点 点ク 基点第28号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第53号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点 点ケ 基点第28号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第43号から基点第27号見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町	
同共第13号	日生町漁業協同組合	備前市日生町大多府島地先	点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第27号 備前市日生町鹿久居島礁石鼻灯台 基点第39号 備前市日生町鹿久居島南側御前の鼻南端に設置した標識 基点第40号 備前市日生町頭島西端水ヶ鼻に設置した標識 基点第52号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識 基点第53号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識 基点第85号 備前市日生町小判島南端に設置した標識 基点第308号 瀬戸内市豊久町長島橋崎東端に設置した標識 点ア 基点第39号から基点第53号見通し線と、基点第85号から豊久町長島北端見通し線との交差点 点イ 基点第27号から基点第85号見通し延長線と、基点第52号から兵庫県姫路市家島町小島島見通し線との交差点 点ウ 基点第39号から基点第53号見通し延長線と、基点第308号から家島町下島北端見通し線との交差点 点エ 基点第40号から大多府島西小赤石見通し延長線と、基点第308号から家島町下島北端見通し線との交差点 点オ 基点第40号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第85号から長島北端見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町	

同共第14号	日生町漁業協同組合	備前市日生町曾島、鴻島地先	基点第70号、点ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第76号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第15号 備前市日生町日生高島南東端(ヨータイ日生工場)に設置した標識 基点第33号 備前市日生町鹿久居島西端タリ鼻突端に設置した標識 基点第60号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識 基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識 基点第76号 備前市日生町鴻島タコズケ(線の頭)鼻突端に設置した標識 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識 基点第308号 瀬戸内市邑久町長島崎崎東端に設置した標識 点ア 基点第70号から瀬戸内市邑久町虫明崎島高見渡し線上基点第70号から100メートルの点 点イ 点アから基点第201号見渡し線上点アから900メートルの点 点ウ 基点第60号から基点第15号見渡し線上基点第60号から150メートルの点 点エ 基点第33号から基点第308号見渡し線上基点第33号から500メートルの点 点オ 基点第76号から備前市日生町鶴島北端見渡し線上基点第76号から1、200メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町	
同共第15号	日生町漁業協同組合	備前市日生町日生地先	基点第9号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第201号を順次結んだ直線並びに基点第11号と基点第12号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第9号 備前市日生町日生港北西角護岸に設置した標識 基点第9号 備前市日生町橋越山(126)山麓東端に設置した標識 基点第11号 備前市日生町日生皆喜橋南東端に設置した標識 基点第12号 備前市日生町日生皆喜橋南西端に設置した標識 基点第13号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識 基点第15号 備前市日生町日生高島南東端(ヨータイ日生工場)に設置した標識 基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識 基点第60号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識 点ア 基点第8号から基点第21号見渡し線と、基点第13号から鹿久居島北端見渡し線との交差点 点イ 基点第9号から日生町鴻島南・鼻南側穴虫の高見渡し線と、基点第13号から鹿久居島北端見渡し線との交差点 点ウ 基点第15号から基点第60号見渡し線上基点第15号から200メートルの点 点エ 基点第201号から備前市日生町曾島西端見渡し線上基点第201号から50メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町	
同共第16号	日生町漁業協同組合 赤穂市漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島東地先	点ア、イ、ウ及び点アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1号 兵庫県赤穂市猪俣田山崎・兵庫県境界石柱 基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識 基点第25号 備前市日生町鹿久居島境石に設置した標識 点ア 基点第16号から基点第1号見渡し線上基点第16号から2、110メートルの点 点イ 基点第16号から基点第1号見渡し線と、基点第25号から赤穂市加里屋赤穂港南防波堤基部見渡し線との交差点 点ウ 基点第25号から赤穂市加里屋赤穂港南防波堤基部見渡し線と、点アから真方位180度見渡し線との交差点	第二種共同漁業	堤網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町、赤穂市福浦	
同共第17号	日生町漁業協同組合 赤穂市漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島東地先	基点第9号及び基点第21号を結んだ直線、基点第3号及び基点第4号を結んだ直線、基点第2号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、基点第39号及び基点第29号の各点を順次結んだ1直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1号 兵庫県赤穂市猪俣田山崎・兵庫県境界石柱 基点第2号 岡山県・兵庫県界真尾鼻に設置した標識 基点第3号 備前市日生町寒河瀬見橋東詰南側に設置した標識 基点第4号 備前市日生町寒河瀬見橋西詰南側に設置した標識 基点第8号 備前市日生町日生港北西角護岸に設置した標識 基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識 基点第17号 備前市日生町取揚島頂上に設置した標識 基点第19号 兵庫県赤穂市加里屋赤穂港南防波堤基部から防波堤上30メートルの位置に設置した標識 基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識 基点第25号 備前市日生町鹿久居島境石に設置した標識 基点第27号 備前市日生町鹿久居島南側鼻付台 基点第28号 備前市日生町鹿久居島南側仰の鼻南端に設置した標識 基点第29号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識 基点第39号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識 基点第43号 備前市日生町頭島東側コメシに設置した標識 基点第53号 備前市日生町大所島南東端に設置した標識 点ア 基点第1号から基点第19号見渡し線と、基点第2号から基点第19号見渡し線との交差点 点イ 基点第16号から基点第1号見渡し線上基点第16号から2、430メートルの点 点ウ 基点第25号から赤穂市加里屋赤穂港南防波堤基部見渡し線と、点イから真方位180度見渡し線との交差点 点エ 基点第25号から赤穂市加里屋赤穂港南防波堤基部見渡し線上基点第25号から400メートルの点 点オ 基点第27号から基点第17号見渡し線上基点第27号から1、000メートルの点 点カ 基点第27号から真方位180度見渡し線上基点第27号から200メートルの点 点キ 基点第27号から基点第43号見渡し線と、基点第28号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見渡し線との交差点 点ク 基点第28号から小豆島町金ヶ崎見渡し線と、基点第43号から赤穂市赤穂崎崎見渡し線との交差点 点ケ 基点第39号から小豆島町金ヶ崎見渡し線と、基点第53号から赤穂市赤穂崎崎見渡し線との交差点	第二種共同漁業	堤網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町、赤穂市福浦	
同共第18号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島、頭島、曾島、鴻島地先	基点第8号及び基点第21号を結んだ直線、基点第11号及び基点第12号を結んだ直線、基点第29号、第39号、点ア及び基点第76号の各点を順次結んだ3直線、基点第70号、点イ及び基点第201号の各点を順次結んだ2直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第8号 備前市日生町日生港北西角護岸に設置した標識 基点第11号 備前市日生町日生皆喜橋南東端に設置した標識 基点第12号 備前市日生町日生皆喜橋南西端に設置した標識 基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識 基点第29号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識 基点第39号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識 基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識 基点第76号 備前市日生町鴻島タコズケ(線の頭)鼻突端に設置した標識 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識 基点第202号 備前市穂浪越島南端に設置した標識 点ア 基点第39号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見渡し線と、基点第76号から日生町鶴島北端見渡し線との交差点 点イ 基点第39号から基点第202号見渡し線と、基点第201号から日生町鴻島西端見渡し線との交差点	第二種共同漁業	堤網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町	
同共第19号	日生町漁業協同組合 赤穂市漁業協同組合	備前市日生町大所島地先	点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第27号 備前市日生町鹿久居島鏡石鼻付台 基点第39号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識 基点第40号 備前市日生町頭島西端水ヶ鼻に設置した標識 基点第52号 備前市日生町大所島北東端に設置した標識 基点第53号 備前市日生町大所島南東端に設置した標識 基点第85号 備前市日生町小利島南端に設置した標識 基点第308号 瀬戸内市邑久町長島崎崎東端に設置した標識 点ア 基点第39号から基点第53号見渡し線と、基点第85号から邑久町長島北端見渡し線との交差点 点イ 基点第27号から基点第85号見渡し延長線と、基点第52号から兵庫県姫路市家島町小松島頂見渡し線との交差点 点ウ 基点第39号から基点第53号見渡し延長線と、基点第308号から家島町下島北端見渡し線との交差点 点エ 基点第40号から大所島西小赤石見渡し延長線と、基点第308号から家島町下島北端見渡し線との交差点 点オ 基点第40号から大所島西小赤石見渡し線と、基点第40号から長島北端見渡し線との交差点	第二種共同漁業	堤網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町、赤穂市福浦	
同共第20号	伊豆漁業協同組合 日生町漁業協同組合 邑久町漁業協同組合	備前市穂浪地先	基点第201号、点ア、イ、ウ及び基点第204号の各点を順次結んだ4直線、基点第221号及び基点第222号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識 基点第204号 備前市穂浪・東片上鼻東側伊村(橋)南西護岸上に設置した標識 基点第207号 備前市西片上・浦伊郎界品川リワクワリーズ(橋)北東角に設置した標識 基点第213号 備前市久々丹大砂鼻北西端に設置した標識 基点第221号 備前市穂浪越島南西端に設置した標識 基点第222号 備前市穂浪越島南西側に設置した標識 点ア 基点第201号から備前市久々丹宮山(77)山頂見渡し線と、基点第213号から備前市前山(293)山頂見渡し線との交差点 点イ 基点第207号から備前市前島北端見渡し線と、基点第213号から備前市前山(293)山頂見渡し線との交差点 点ウ 基点第207号から備前市前島北端見渡し線と、基点第204号から備前市浦伊郎生崎北東端見渡し線との交差点	第一種共同漁業	なまこ、あおのり	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで あおのり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市、瀬戸内市邑久町	

同共第21号	伊里漁業協同組合 日生町漁業協同組合 邑久町漁業協同組合	備前市鶴海地先	基点第216号及び基点第301号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第216号 備前市久々井跡尾鼻北東端に設置した標識 基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識	第一種共同漁業	なまこ、しらも、あおのり	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで しらも、あおのり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市、瀬戸内市邑久町	
同共第22号	伊里漁業協同組合	備前市徳浪越島地先	基点第201号、点ア及び基点第203号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識 基点第203号 備前市穂浪高堤ノ鼻南端に設置した標識 点ア 基点第201号から日生町清島西端見通し線上基点第201号から50メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市（日生町を除く）、瀬戸内市邑久町	
同共第23号	伊里漁業協同組合	備前市前島南地先	基点第217号、点ア、イ及び基点第218号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識 基点第212号 備前市久々井平佐川河口左岸角に設置した標識 基点第215号 備前市久々井大砂東端に設置した標識 基点第217号 備前市前島南東端に設置した標識 基点第218号 備前市前島南西端に設置した標識 基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識 点ア 基点第217号から基点第301号を通し海上基点第217号から150メートルの点 点イ 基点第201号から基点第212号見通し線と、基点第218号から基点第215号見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市（日生町を除く）	
同共第24号	伊里漁業協同組合 邑久町漁業協同組合	備前市鶴海地先	基点第216号、点ア及び基点第301号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等を除く。 点の位置 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識 基点第203号 備前市穂浪高堤ノ鼻南端に設置した標識 基点第212号 備前市久々井平佐川河口左岸角に設置した標識 基点第216号 備前市久々井跡尾鼻北東端に設置した標識 基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識 点ア 基点第201号と基点第212号を結んだ線と、基点第203号と基点第301号を結んだ線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市（日生町を除く）、瀬戸内市邑久町	
同共第25号	伊里漁業協同組合	備前市地先	基点第201号、点ア、イ、ウ及び基点第301号を順次結んだ4直線、基点第204号及び第236号を結んだ直線、基点第221号及び第222号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第70号 備前市日生町清島長坂鼻突端に設置した標識 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識 基点第202号 備前市穂浪越島鼻南端に設置した標識 基点第203号 備前市穂浪高堤ノ鼻南端に設置した標識 基点第204号 備前市穂浪・長片上界東海岸(保)西側岸上に設置した標識 基点第221号 備前市穂浪穂浪橋東詰南側に設置した標識 基点第222号 備前市穂浪穂浪橋西詰南側に設置した標識 基点第236号 備前市浦伊部田中村(保)東北角に設置した標識 基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識 点ア 基点第201号から日生町清島西端見通し線と、基点第202号から基点第70号見通し線との交差点 点イ 基点第201号から備前市久々井芝山(77)山頂見通し線と、基点第202号から基点第70号見通し線との交差点 点ウ 基点第201号から備前市久々井芝山(77)山頂見通し線と、基点第203号と基点第301号を結んだ線との交差点	第二種共同漁業	徒網	第2種共同漁業 徒網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市（日生町を除く）	
同共第26号	伊里漁業協同組合	備前市東片上、西片上、浦伊部、久々井地先	基点第204号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第216号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。 点の位置 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識 基点第204号 備前市穂浪・長片上界東海岸(保)西側岸上に設置した標識 基点第207号 備前市西片上・浦伊部島川(ワフナリ)ノーズ(橋)北東角に設置した標識 基点第212号 備前市久々井平佐川河口左岸角に設置した標識 基点第213号 備前市久々井大砂鼻北西端に設置した標識 基点第216号 備前市久々井跡尾鼻北東端に設置した標識 点ア 基点第204号から備前市浦伊部生崎突端見通し線と、基点第207号から備前市前島北端見通し線との交差点 点イ 基点第207号から備前市前島北端見通し線と、基点第213号から備前市前山(293)山頂見通し線との交差点 点ウ 基点第201号と基点第212号を結んだ線と、基点第213号から備前市前山(293)山頂見通し線との交差点 点エ 基点第201号と基点第212号を結んだ直線と、基点第216号から備前市向山(264メートル)山頂見通し線との交差点	第一種共同漁業	しらも、あおのり	第1種共同漁業 しらも、あおのり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市（日生町を除く）	
同共第27号	伊里漁業協同組合	備前市久々井地先	基点第213号、点ア、イ、ウ及び基点第215号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第210号 備前市久々井ツ石に設置した標識 基点第211号 基点第210号から南西150mの堤防上の地点に設置した標識 基点第212号 備前市久々井平佐川河口左岸角に設置した標識 基点第213号 備前市久々井大砂鼻北西端に設置した標識 基点第215号 備前市久々井大砂東端に設置した標識 基点第218号 備前市前島南端に設置した標識 点ア 基点第213号から基点第212号見通し線上基点第213号から150メートルの点 点イ 基点第212号から備前市久々井跡尾鼻北端見通し線と、基点第213号と基点第211号を結んだ線との交差点 点ウ 基点第212号から備前市久々井跡尾鼻北端見通し線と、基点第215号から基点第218号見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市（日生町を除く）	
同共第28号	伊里漁業協同組合	備前市久々井地先	基点第210号、点ア、イ及び基点第211号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第210号 備前市久々井ツ石に設置した標識 基点第211号 基点第210号から南西150mの堤防上の地点に設置した標識 基点第213号 備前市久々井大砂鼻北西端に設置した標識 基点第218号 備前市前島南端に設置した標識 点ア 基点第210号から基点第218号見通し線と、基点第213号から備前市浦伊部生崎突端見通し線との交差点 点イ 基点第211号から基点第213号見通し線上基点第211号から150メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市（日生町を除く）	
同共第29号	邑久町漁業協同組合 日生町漁業協同組合 伊里漁業協同組合	瀬戸内市邑久町地先	基点第301号、点ア、イ及び基点第70号の各点を順次結んだ3直線、基点第76号、点ウ、エ、オ及び基点第312号の各点を順次結んだ4直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第33号 備前市日生町鹿久原島西端タタリ鼻に設置した標識 基点第70号 備前市日生町清島長坂鼻突端に設置した標識 基点第76号 備前市日生町清島ノコースケ(島の頭)鼻突端に設置した標識 基点第102号 備前市日生町大府島北西イノコ岩に設置した標識 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識 基点第202号 備前市穂浪越島鼻南端に設置した標識 基点第203号 備前市穂浪高堤ノ鼻南端に設置した標識 基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識 基点第308号 瀬戸内市邑久町長島細崎突端に設置した標識 基点第312号 瀬戸内市邑久町鹿島ノ石鼻突端ワラビに設置した標識 基点第313号 瀬戸内市邑久町所海通リ鼻突端に設置した標識 点ア 基点第301号から基点第203号見通し線と、基点第201号から備前市久々井芝山底見通し線との交差点 点イ 基点第70号から基点第202号見通し線と、基点第201号から備前市久々井芝山底見通し線との交差点 点ウ 点工から基点第33号見通し線と、基点第76号から基点第102号見通し線との交差点 点エ 基点第308号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端見通し線と、基点第313号から日生町大府島南端見通し線との交差点 点オ 基点第312号から瀬戸内市小豆町長島東端見通し線と、基点第313号から日生町大府島南端見通し線との交差点	第一種共同漁業	なまこ、しらも、てんぐさ、いぎす、あおのり	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで しらも、てんぐさ、いぎす、あおのり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	備前市日生町、穂浪、瀬戸内市邑久町	

同共第30号	色久町漁業協同組合 牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市色久町尻海地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。 (1) 基点第312号、点ア、イ及び基点第403号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点の位置 基点第312号 瀬戸内市色久町尻海立石鼻突端やグラ石に設置した標識 基点第313号 瀬戸内市色久町尻海通り鼻突端に設置した標識 基点第314号 瀬戸内市色久町尻海太鼓石ノ鼻大鼓岩に設置した標識 基点第402号 瀬戸内市色久町・牛窓町界旧総海堤東(株)潮止えん堤上に設置した標識 基点第403号 瀬戸内市牛窓町色久旧総海堤東(株)潮止えん堤上、基点第402号から南へ300メートルの地点に設置した標識 基点第404号 瀬戸内市牛窓町牛窓御所崎北東端に設置した標識 点ア 基点第312号から鼠島東端見通し線と、基点第313号から大多府島南端見通し線との交差点 点イ 基点第314号から基点第404号見通し線と、基点第402号から鼠島北端見通し線との交差点 (2) 点ア、イとを結んだ直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点の位置 点ア 瀬戸内市色久町尻海4382-104北東防波堤突端 点イ 瀬戸内市色久町尻海4382-104北西防波堤突端	第一種共同漁業	なまこ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市色久町、牛窓町	
同共第31号	色久町漁業協同組合	瀬戸内市色久町虫明地先	基点第301号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第306号の各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識 基点第77号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識 基点第202号 備前市穂浪堤鼻南端に設置した標識 基点第203号 備前市穂浪堤岸ノ鼻南端に設置した標識 基点第301号 備前市・瀬戸内市界嘉目鼻突端に設置した標識 基点第303号 瀬戸内市色久町虫明地の内某端に設置した標識 基点第304号 瀬戸内市色久町虫明地後寄端に設置した標識 基点第306号 瀬戸内市色久町虫明良燈鼻突端に設置した標識 基点第310号 瀬戸内市色久町長島一つ石に設置した標識 点ア 基点第301号から基点第203号見通し線と、基点第201号から備前市久々井宮山見通し線との交差点 点イ 基点第70号から基点第202号見通し線と、基点第201号から備前市久々井宮山高見通し線との交差点 点ウ 基点第303号から基点第70号見通し線と基点第303号から200メートルの点 点エ 基点第303号から基点第77号見通し線と基点第303号から200メートルの点 点オ 基点第304号から色久町長島古波止石見通し線と基点第304号から300メートルの点 点カ 基点第306号から基点第310号見通し線と基点第306号から200メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市色久町	
同共第32号	色久町漁業協同組合	瀬戸内市色久町長島北地先	基点第310号、点ア、イ及び基点第77号の各点を順次結んだ3直線、基点第76号、点ウ及び基点第308号の各点を順次結んだ2直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第76号 備前市日生町鴻島タコヰヶ(株の頭)鼻突端に設置した標識 基点第77号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識 基点第102号 備前市日生町大多府島北西イフツ岩に設置した標識 基点第307号 瀬戸内市色久町長島北端の日出岬に設置した標識 基点第308号 瀬戸内市色久町長島橋崎東端に設置した標識 基点第310号 瀬戸内市色久町長島一つ石に設置した標識 基点第311号 瀬戸内市色久町虫明良燈鼻端に設置した標識 基点第320号 瀬戸内市色久町虫明古世の鼻北端防波堤基部 点ア 基点第310号から基点第311号見通し延長線と、基点第320号から基点第307号見通し線との交差点 点イ 基点第307号から基点第320号見通し線と基点第307号から200メートルの点 点ウ 基点第76号から基点第102号見通し線と、基点第308号から日生町鴻島東端見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市色久町	
同共第33号	色久町漁業協同組合 日生町漁業協同組合	備前市日生町鴻島西地先	基点第70号、点ア、イ及び基点第77号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識 基点第77号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識 基点第305号 瀬戸内市色久町虫明家ノ鼻突端に設置した標識 点ア 基点第70号から色久町虫明鴻島見通し線と基点第70号から200メートルの点 点イ 基点第77号から基点第305号見通し線と基点第77号から300メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市色久町、備前市日生町	
同共第34号	色久町漁業協同組合	瀬戸内市色久町長島南、尻海地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。 (1) 基点第308号、点ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第402号の各点を順次結んだ6直線、基点第318号及び基点第319号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点の位置 基点第308号 瀬戸内市色久町長島橋崎東端に設置した標識 基点第312号 瀬戸内市色久町尻海立石鼻突端やグラ石に設置した標識 基点第313号 瀬戸内市色久町尻海通り鼻突端に設置した標識 基点第315号 瀬戸内市色久町尻海旧総海堤東(株)潮止えん堤排水口から南えん堤上300mの地点に設置した標識 基点第318号 瀬戸内市色久町虫明清瀬船場突端西南に設置した標識 基点第319号 瀬戸内市色久町虫明清瀬船場突端西南に設置した標識 基点第402号 瀬戸内市色久町・牛窓町界旧総海堤東(株)潮止えん堤上に設置した標識 点ア 基点第308号から香川郡小豆郡小豆島町金ヶ崎東端見通し線と、基点第313号から備前市日生町大多府島南端見通し線との交差点 点イ 基点第312号から瀬戸内市牛窓町鼠島東端見通し線と、基点第313号から日生町大多府島南端見通し線との交差点 点ウ 基点第313号から牛窓町下弦堤見通し線と基点第313号から400メートルの点 点エ 基点第315号から点ウ見通し線と基点第315号から300メートルの点 点オ 基点第402号から牛窓町鼠島北端見通し線と基点第402号から300メートルの点 (2) 点ア、イとを結んだ直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点の位置 点ア 瀬戸内市色久町尻海4382-104北東防波堤突端 点イ 瀬戸内市色久町尻海4382-104北西防波堤突端	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市色久町	
同共第35号	色久町漁業協同組合 牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町鼠島地先	基点第430号を中心にして半径150メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第430号 瀬戸内市牛窓町鼠島南端に設置した標識	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市色久町、牛窓町	
同共第36号	色久町漁業協同組合 日生町漁業協同組合	備前市日生町鴻島西地先	基点第70号、点ア、イ及び基点第77号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識 基点第77号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識 基点第305号 瀬戸内市色久町虫明家ノ鼻突端に設置した標識 点ア 基点第70号から瀬戸内市色久町虫明鴻島見通し線と基点第70号から200メートルの点 点イ 基点第77号から基点第305号見通し線と基点第77号から300メートルの点	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市色久町、備前市日生町	

同共第37号	色久町漁業協同組合	瀬戸内市色久町地先	基点第301号、点ア、イ、エ及び基点第77号の各点を順次結んだ6直線、基点第76号、点オ、カ、キ及び基点第312号の各点を順次結んだ4直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第33号 備前市日生町鹿久屋島西端タリ鼻突端に設置した標識 基点第70号 備前市日生町浦島長崎鼻突端に設置した標識 基点第76号 備前市日生町浦島コースタ(碇の頭)鼻突端に設置した標識 基点第77号 備前市日生町浦島日立鼻突端に設置した標識 基点第102号 備前市日生町大多府島北西ノツ岩に設置した標識 基点第201号 備前市穂波・日生町日生呼子島鼻南端に設置した標識 基点第202号 備前市穂波越島鼻南端に設置した標識 基点第203号 備前市穂波高底ノ鼻南端に設置した標識 基点第301号 備前市・瀬戸内市青島鼻突端に設置した標識 基点第305号 瀬戸内市色久町虫明球ヶ鼻突端に設置した標識 基点第308号 瀬戸内市色久町長島楠崎東端に設置した標識 基点第312号 瀬戸内市色久町尻島立石鼻突端「ヤグラ石」に設置した標識 基点第313号 瀬戸内市色久町尻島立石鼻突端に設置した標識 点ア 基点第301号から基点第203号見通し線と、基点第201号から備前市久々井宮山高見通し線との交差点 点イ 基点第201号から備前市久々井宮山高見通し線と、基点第70号から基点第202号見通し線との交差点 点ウ 基点第70号から瀬戸内市色久町越島尻見通し線と、基点第70号から200メートルの点 点エ 基点第77号から基点第305号見通し線と基点第77号から280メートルの点 点オ 基点第76号から基点第102号見通し線と、点カから基点第33号見通し線との交差点 点カ 基点第308号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ碇東端見通し線と、基点第313号から日生町大多府島南端見通し線との交差点 点キ 基点第312号から瀬戸内市牛窓町尻島東端見通し線と、基点第313号から日生町大多府島南端見通し線との交差点	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市色久町	
同共第38号	色久町漁業協同組合 牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市色久町尻海地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域。 (1) 基点第312号、点ア及び基点第404号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第312号 瀬戸内市色久町尻島立石鼻突端「ヤグラ石」に設置した標識 基点第404号 瀬戸内市牛窓町牛窓臨崎北東端に設置した標識 基点第405号 瀬戸内市牛窓町尻島東端に設置した標識 点ア 基点第312号から基点第405号見通し線と、基点第404号から瀬戸内市色久町虫明木島南東端見通し線との交差点 (2) 点ア、イとを結んだ直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点ア 瀬戸内市色久町尻海4382－104北東防波堤突端 点イ 瀬戸内市色久町尻海4382－104北西防波堤突端	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市色久町、牛窓町	
同共第39号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町地先	基点第403号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点第416号及び基点第410号の各点を順次結んだ9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第314号 瀬戸内市色久町尻海大鼓石ノ鼻大鼓岩に設置した標識 基点第336号 瀬戸内市色久町稲谷稲鼻(碇ノ鼻)突端に設置した標識 基点第402号 瀬戸内市色久町・牛窓町界旧越島堤家(碇)潮止えん堤上に設置した標識 基点第403号 瀬戸内市牛窓町旧越島堤家(碇)潮止えん堤上、基点第402号から南へ300メートルの地点に設置した標識 基点第404号 瀬戸内市牛窓町牛窓臨崎北東端に設置した標識 基点第406号 瀬戸内市牛窓町上役燈台 基点第410号 瀬戸内市牛窓町牛窓西防波堤基部に設置した標識 基点第413号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識 基点第416号 瀬戸内市牛窓町前島ヨシノ鼻突端に設置した標識 基点第417号 瀬戸内市牛窓町青島出帆ノ宮北東端に設置した標識 基点第419号 瀬戸内市牛窓町青島大角突端に設置した標識 基点第420号 瀬戸内市牛窓町黒島ホケラ崎南端に設置した標識 基点第421号 瀬戸内市牛窓町黒島甲崎南端に設置した標識 基点第423号 瀬戸内市牛窓町能忍馬立鼻突端に設置した標識 点ア 基点第314号から基点第404号見通し線と基点第402号から瀬戸内市牛窓町尻島北端見通し線との交差点 点イ 基点第406号から基点第336号見通し線と、点アから牛窓町尻島北端見通し延長線との交差点 点ウ 基点第404号から基点第406号見通し延長線と、基点第413号から牛窓町青島南端見通し線との交差点 点エ 基点第404号から牛窓町青島東端見通し延長線と、基点第417号から牛窓町青島南東端見通し延長線との交差点 点オ 基点第419号から東方位180度見通し線と、基点第420号から牛窓町青島南東端見通し延長線との交差点 点カ 基点第421号から牛窓町能忍堤ヶ鼻見通し線と、基点第423号から牛窓町黒島西端見通し延長線との交差点 点キ 基点第416号から牛窓町黒島百尋堤北端見通し延長線と、基点第423号から牛窓町黒島百尋堤西端見通し線との交差点	第一種共同漁業	なまこ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年の3月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
同共第40号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域。 (1) 基点第410号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第601号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第410号 瀬戸内市牛窓町牛窓西防波堤基部に設置した標識 基点第420号 瀬戸内市牛窓町黒島ホケラ崎南端に設置した標識 基点第422号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧和力カーボン(株)岡山工場構内西側に設置した標識 基点第423号 瀬戸内市牛窓町能忍馬立鼻突端に設置した標識 基点第424号 瀬戸内市牛窓町能忍サカケノ鼻突端に設置した標識 基点第425号 瀬戸内市牛窓町能忍堤ヶ鼻南端に設置した標識 基点第466号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識 基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識 点ア 基点第422号から岡山市東区大島白石灯標見通し線と、基点第423号から基点第466号見通し線との交差点 点イ 基点第422号から岡山市東区大島白石灯標見通し線と、基点第424号から基点第420号見通し線との交差点 点ウ 基点第425号から岡山市東区大島白石灯標見通し線と基点第425号から300メートルの点 点エ 基点第601号から岡山市東区大島沖鼓島東端見通し線と、基点第425号から玉野市番田群島南端見通し線との交差点 (2) 基点第422号、点オ及び点カの各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第422号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧和力カーボン(株)岡山工場構内西側に設置した標識 基点第466号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識 点オ 基点第422号から基点第466号見通し線と、牛窓町能忍能歩山高頂(99)から牛窓町前島吉田山高頂(71)見通し線との交差点 点カ 牛窓町能忍能歩山高頂(99)から牛窓町前島吉田山高頂(71)見通し線と牛窓町牛窓船戸浜の最大高潮時海岸線との交差点	第一種共同漁業	なまこ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年の3月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
同共第41号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町東地先	基点第402号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第408号の各点を順次結んだ5直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第313号 瀬戸内市色久町尻海通り鼻突端に設置した標識 基点第336号 瀬戸内市色久町稲谷稲鼻(碇ノ鼻)突端に設置した標識 基点第402号 瀬戸内市色久町・牛窓町界旧越島堤家(碇)潮止えん堤上に設置した標識 基点第404号 瀬戸内市牛窓町牛窓臨崎北東端に設置した標識 基点第406号 瀬戸内市牛窓町上役燈台 基点第408号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識 基点第413号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識 点ア 基点第402号から瀬戸内市牛窓町尻島北端見通し線と、基点第413号から基点第313号見通し線との交差点 点イ 基点第404号から基点第406号見通し線と、基点第413号から基点第313号との交差点 点ウ 基点第402号から牛窓町尻島北端見通し延長線と、基点第406号から基点第336号見通し線との交差点 点エ 基点第404号から基点第406号見通し延長線と、第413号から色久町木島南東端見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	

国共第42号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町前島地先	基点第411号、点ア、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第416号の各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第404号 瀬戸内市牛窓町牛窓細網崎北東端に設置した標識 基点第406号 瀬戸内市牛窓町上夜櫓灯台 基点第411号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台 基点第412号 瀬戸内市牛窓町前島大堀ノ鼻北端に設置した標識 基点第413号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識 基点第416号 瀬戸内市牛窓町前島ヨシノ鼻突端に設置した標識 基点第417号 瀬戸内市牛窓町黄島北堀ノ首北東端に設置した標識 基点第419号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識 基点第420号 瀬戸内市牛窓町黒島ホウラ崎南端に設置した標識 基点第421号 瀬戸内市牛窓町黒島早崎南端に設置した標識 基点第423号 瀬戸内市牛窓町鹿島立鼻突端に設置した標識 基点第450号 瀬戸内市牛窓町黄島南端早崎に設置した標識 点ア 基点第412号から基点第406号見通し線と、基点第413号から基点第404号見通し線との交差点 点イ 基点第404号から基点第406号見通し線と、延長線と、基点第413号から瀬戸内市邑久町大島南東端見通し線との交差点 点ウ 基点第417号から牛窓町青島西北端見通し延長線と、点イから点エの見通し線との交差点 点エ 基点第404号から牛窓町青島北端見通し延長線と、基点第417号から牛窓町青島南端見通し延長線との交差点 点オ 基点第419号から基点第419号見通し線と、基点第420号から基点第450号見通し延長線との交差点 点カ 基点第421号から瀬戸内市牛窓町鹿島城ヶ鼻突端見通し線と、基点第423号から牛窓町黒島百尋橋西端見通し延長線との交差点 点キ 基点第416号から牛窓町黒島百尋橋北端見通し延長線と、基点第423号から牛窓町黒島百尋橋西端見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
国共第43号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1)基点第410号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第601号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第410号 瀬戸内市牛窓町牛窓西町防波堤基部に設置した標識 基点第420号 瀬戸内市牛窓町黒島ホウラ崎南端に設置した標識 基点第422号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン機岡山工場荷揚場西端に設置した標識 基点第423号 瀬戸内市牛窓町鹿島立鼻突端に設置した標識 基点第424号 瀬戸内市牛窓町鹿島サカケノ鼻突端に設置した標識 基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿島城ヶ鼻南端に設置した標識 基点第466号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識 基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識 点ア 基点第422号から岡山市東区大島白石灯標見通し線と、基点第423号から基点第466号見通し線との交差点 点イ 基点第422号から岡山市東区大島白石灯標見通し線と、基点第424号から基点第420号見通し線との交差点 点ウ 基点第425号から岡山市東区大島白石灯標見通し線と、基点第425号から300メートルの点 点エ 基点第601号から岡山市東区大島沖鹿島東端見通し線と、基点第425号から玉野市番田群島南端見通し線との交差点 (2)基点第422号、点オ及び点カの各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第422号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン機岡山工場荷揚場西端に設置した標識 基点第466号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識 点オ 基点第422号から基点第466号見通し線と、牛窓町鹿島鹿歩山高頂(99)から牛窓町前島吉田山高頂(71)見通し線との交差点 点カ 牛窓町鹿島鹿歩山高頂(99)から牛窓町前島吉田山高頂(71)見通し線と牛窓町牛窓船戸浜の最大高潮時海岸線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
国共第44号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町東地先	基点第404号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第408号の各点を 順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第313号 瀬戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識 基点第404号 瀬戸内市牛窓町牛窓細網崎北東端に設置した標識 基点第405号 瀬戸内市牛窓町黒島東端に設置した標識 基点第406号 瀬戸内市牛窓町上夜櫓灯台 基点第407号 瀬戸内市牛窓町牛窓細網南端に設置した標識 基点第408号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標 識 基点第413号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識 点ア 基点第404号から瀬戸内市邑久町大島南東端見通し線と、基点第405号から基点第313号見通し線との交差点 点イ 基点第404号から基点第406号見通し延長線と、基点第413号から邑久町大島南東端見通し線との交差点 点ウ 基点第407号から牛窓町上夜櫓灯台見通し延長線と、基点第413号から邑久町大島南東端見通し線との交差点	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
国共第45号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町前島地先	基点第411号、点ア、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第416号の各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第404号 瀬戸内市牛窓町牛窓細網崎北東端に設置した標識 基点第406号 瀬戸内市牛窓町上夜櫓灯台 基点第411号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台 基点第412号 瀬戸内市牛窓町前島大堀ノ鼻北端に設置した標識 基点第413号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識 基点第416号 瀬戸内市牛窓町前島ヨシノ鼻突端に設置した標識 基点第417号 瀬戸内市牛窓町黄島北堀ノ首北東端に設置した標識 基点第419号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識 基点第420号 瀬戸内市牛窓町黒島ホウラ崎南端に設置した標識 基点第421号 瀬戸内市牛窓町黒島早崎南端に設置した標識 基点第423号 瀬戸内市牛窓町鹿島立鼻突端に設置した標識 基点第450号 瀬戸内市牛窓町黄島南端早崎に設置した標識 点ア 基点第412号から基点第406号見通し線と、基点第413号から基点第404号見通し線との交差点 点イ 基点第404号から基点第406号見通し延長線と、基点第413号から瀬戸内市邑久町大島南東端見通し線との交差点 点ウ 基点第417号から牛窓町青島西北端見通し延長線と、点イから点エの見通し線との交差点 点エ 基点第404号から牛窓町青島北東端見通し延長線と、基点第417号から牛窓町青島南端見通し延長線との交差点 点オ 基点第420号から基点第450号見通し延長線と、基点第419号から東方位160度見通し線との交差点 点カ 基点第421号から瀬戸内市牛窓町牛窓町鹿島城ヶ鼻突端見通し線と、基点第423号から牛窓町黒島百尋橋西端見通し延長線との交差点 点キ 基点第416号から牛窓町黒島百尋橋北西端見通し延長線と、基点第423号から牛窓町黒島百尋橋西端見通し延長線との交差点	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
国共第46号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1)基点第410号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第601号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第410号 瀬戸内市牛窓町牛窓西町防波堤基部に設置した標識 基点第420号 瀬戸内市牛窓町黒島ホウラ崎南端に設置した標識 基点第422号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン機岡山工場荷揚場西端に設置した標識 基点第423号 瀬戸内市牛窓町鹿島立鼻突端に設置した標識 基点第424号 瀬戸内市牛窓町鹿島サカケノ鼻突端に設置した標識 基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿島城ヶ鼻南端に設置した標識 基点第466号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識 基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識 点ア 基点第422号から岡山市東区大島白石灯標見通し線と、基点第423号から基点第466号見通し線との交差点 点イ 基点第422号から岡山市東区大島白石灯標見通し線と、基点第424号から基点第420号見通し線との交差点 点ウ 基点第425号から岡山市東区大島白石灯標見通し線と、基点第425号から300メートルの点 点エ 基点第601号から岡山市東区大島沖鹿島東端見通し線と、基点第425号から玉野市番田群島南端見通し線との交差点 (2)基点第422号、点オ及び点カの各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第422号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン機岡山工場荷揚場西端に設置した標識 基点第466号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識 点オ 基点第422号から基点第466号見通し線と、牛窓町鹿島鹿歩山高頂(99)から牛窓町前島吉田山高頂(71)見通し線との交差点 点カ 牛窓町鹿島鹿歩山高頂(99)から牛窓町前島吉田山高頂(71)見通し線と牛窓町牛窓船戸浜の最大高潮時海岸線との交差点	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
国共第47号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻地先	点アを中心として半径150メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 基点第411号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台 点ア 基点第411号から瀬戸内市牛窓町上夜櫓燈台見通し 線上基点第411号から200メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	

国共第48号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町前島東地先	点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第404号 瀬戸内市牛窓町牛窓網崎北東端に設置した標識 基点第417号 瀬戸内市牛窓町黄島枇杷ノ宮北東端に設置した標識 基点第418号 瀬戸内市牛窓町黄島港防波堤突端に設置した標識 基点第426号 瀬戸内市牛窓町黄島北端に設置した標識 点ア 基点第417号から瀬戸内市牛窓町前島網代崎南端見 通し延長線と、基点第426号から牛窓町牛窓港十のハグの高見通し線との交差点 点イ 基点第417号から牛窓町前島網代崎南端見通し延長線と、基点第426号から基点第404号見通し線との交差点 点ウ 基点第418号から牛窓町黄島北西端見通し延長線と、基点第426号から基点第404号見通し線との交差点 点エ 基点第418号から牛窓町黄島北西端見通し延長線と、基点第426号から牛窓町牛窓港十のハグの高見通し線との交差点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
国共第49号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町青島北東地先	点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第313号 瀬戸内市邑久町虎海通り鼻突端に設置した標識 基点第413号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識 基点第417号 瀬戸内市牛窓町黄島枇杷ノ宮北東端に設置した標識 基点第419号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識 点ア 基点第419号から瀬戸内市牛窓町青島南東端見通し 延長線と、基点第413号から牛窓町青島北端見通し線との交差点 点イ 基点第313号から牛窓町鼠島西端見通し延長線と、基点第419号から牛窓町青島南東端見通し延長線との交差点 点ウ 基点第313号から鼠島西端見通し延長線と、基点第417号から牛窓町青島南端見通し延長線との交差点 点エ 基点第413号から牛窓町青島北端見通し延長線と、基点第417号から牛窓町青島南端見通し延長線との交差点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
国共第50号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町黄島東地先	点アを中心に半径150メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 基点第419号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識 点ア 基点第419号から真方位50度見通し線上基点第419号から850メートル	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
国共第51号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町黄島南西地先	点ア、イ、ウ、エ、および点アの各点を順次結んだ5直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第414号 瀬戸内市牛窓町前島船原に設置した標識 基点第415号 瀬戸内市牛窓町前島小崎突端に設置した標識 基点第419号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識 基点第420号 瀬戸内市牛窓町黄島ホウラ崎南端に設置した標識 基点第427号 瀬戸内市牛窓町牛窓網浦防波堤中間部に表示した標 識 基点第429号 瀬戸内市牛窓町牛窓網崎北東端に設置した標識 点ア 基点第419号から瀬戸内市牛窓町黄島中崎南端見通し延長線と、基点第415号から牛窓町黄島西端見通し延長線との交差点 点イ 基点第419号から牛窓町黄島中崎見通し延長線と、基点第427号から牛窓町前島南西端見通し延長線との交差点 点ウ 基点第414号から牛窓町黄島枇杷ノ宮北西端見通し延長線と、基点第427号から牛窓町前島南西端見通し線との交差点 点エ 基点第414号から牛窓町黄島枇杷ノ宮北西端見通し延長線と、基点第429号から基点第420号見通し線との交差点 点オ 基点第415号から牛窓町黄島西端見通し延長線と、基点第429号から基点第420号見通し線との交差点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
国共第52号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町黒島南西地先	点アを中心として半径150メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 基点第428号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島南端に設置した標識 点ア 基点第428号から真方位165度見通し線上基点第428号から350メートルの点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
国共第53号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町牛窓瀬戸	基点第408号及び基点第411号を結んだ直線、基点第410号及び基点第416号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第408号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識 基点第410号 瀬戸内市牛窓町牛窓町防波堤基部に設置した標識 基点第411号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎灯台 基点第416号 瀬戸内市牛窓町前島ヨシノ鼻突端に設置した標識	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
国共第54号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町能忍地先	点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次結んだ3直線と一文字防波堤とによって囲まれた区域 点の位置 点ア 瀬戸内市牛窓町能忍朝日港津久庵地区一文字防波堤東側突端に設置した標識 点イ 点アから真方位48度見通し線上点エから70メートルの点 点ウ 点エから真方位48度見通し線上点エから70メートルの点 点エ 瀬戸内市牛窓町能忍朝日港津久庵地区一文字防波堤西側突端に設置した標識	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
国共第55号	荒島漁業協同組合連合会	岡山市東区大島地先	点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線と最大 高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第425号 瀬戸内市牛窓町能忍城ヶ鼻南端に設置した標識 基点第617号 岡山市東区久々井大浜鼻突端に設置した標識 点ア 基点第425号から岡山市東区大島白石灯標見通し線上基点第425号から2,000メートルの点 点イ 基点第425号から岡山市東区大島白石灯標見通し線上点アから1,500メートルの点 点ウ 基点第617号から真方位180度見通し線上点エから1,700メートルの点 点エ 基点第617号から真方位180度見通し線上基点第617号から1,100メートルの点	第一種共同漁業	なまこ、あおりのり	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで あおりのり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
国共第56号	荒島漁業協同組合連合会	岡山市東区正機、久々井、宝伝地先	基点第601号、点ア、イ、ウ、エ、および基点第620号の各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識 基点第617号 岡山市東区久々井大浜鼻突端に設置した標識 基点第620号 岡山市東区正機津美鼻突端に設置した標識 基点第621号 岡山市東区正機、南水門街所に設置した標識 基点第622号 岡山市東区水門町魚港 基点第623号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設置した標識 基点第672号 岡山市東区正機マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識 基点第823号 岡山市南区小串釜釜山東山麓南東端に設置した標識 基点第827号 岡山市南区小串東崎灯台 点ア 基点第601号から岡山市東区大島沖狭島東端見通し線上基点第601号から300メートルの点 点イ 基点第617号から岡山市東区大島沖竹ノ子島西端見通し線上基点第617号から400メートルの点 点ウ 基点第672号から基点第827号見通し線上基点第672号から500メートルの点 点エ 基点第622号から基点第823号見通し線と、基点第672号から岡山市東区地島高見通し線との交差点 点オ 基点第621号から基点第623号見通し線と、基点第623号から基点第823号見通し線との交差点 点カ 基点第621号から基点第623号見通し線と、基点第622号から基点第620号見通し線との交差点	第一種共同漁業	なまこ、あおりのり	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで あおりのり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
国共第57号	荒島漁業協同組合連合会	岡山市東区九瀬地先	点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第624号 岡山市東区幸西外波崎突端大石に設置した標識 基点第625号 岡山市東区幸西海水浴場堤防南端から北へ100メートルの点に設置した標識 基点第628号 岡山市東区幸西比古岩灯標中央 基点第631号 岡山市東区乙子大門西堤防南端角に設置した標識 基点第636号 岡山市東区九瀬九瀬港東防波堤中部曲角部に設置した標識 基点第820号 岡山市南区小串和光橋工(後護岸北西角)に設置した標識 点ア 基点第636号から基点第625号見通し線と、基点第631号から基点第820号見通し線との交差点 点イ 基点第636号から基点第625号見通し線と、基点第628号から玉野市東町八文岩山立石見通し線との交差点 点ウ 基点第628号から玉野市寄田八文岩山立石見通し線と、基点第624号から岡山市東区九瀬九瀬港東防波堤南東端見通し線との交差点 点エ 基点第631号から基点第820号見通し線と、基点第624号から岡山市東区九瀬九瀬港東防波堤南東端見通し線との交差点	第一種共同漁業	はまぐり	第1種共同漁業 はまぐり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
国共第58号	荒島漁業協同組合連合会	岡山市東区九瀬地先	点ア、イ、基点第628号、点ウ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第628号 岡山市東区幸西比古岩灯標中央 基点第629号 岡山市東区幸西ポンポン山南護岸北端に設置した標 識 基点第631号 岡山市東区乙子大門西堤防南端角に設置した標識 基点第637号 岡山市東区九瀬九瀬港東防波堤基部燈塔 基点第644号 岡山市東区九瀬九瀬水水位観測所 点ア 基点第629号から基点第644号見通し線上点イから350メートルの点 点イ 基点第629号から基点第644号見通し線と、基点第631号から基点第628号見通し線との交差点 点ウ 基点第628号から基点第637号見通し線上基点第628号から250メートルの点	第一種共同漁業	しゃべ、じしみ、あざり、はまぐり	第1種共同漁業 しゃべ、じしみ、あざり、はまぐり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	

岡共第59号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市地先	基点第806号及び基点第807号を結んだ直線、基点第803号、点イ、ア及び基点第833号の各点を結んだ3直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第802号 岡山市中区江並三郷港北防波堤突端に設置した標識 基点第803号 岡山市中区江並旧造船場に設置した標識 基点第806号 岡山市中区探検1丁目岡山が久保町堀場防波堤基部に設置した標識 基点第807号 岡山市中区七日市東町旧造船場干干南角に設置した標識 基点第808号 岡山市南区福島1丁目住吉神社南東端燈電 基点第833号 岡山市南区海岸通1丁目旭川右岸(株)クラシ岡山事業所岸壁南東端に設置した標識 点ア 基点第833号から基点第802号見通し線と、基点第808号から岡山市旭川河口積石の石柱に設置した標識見通し線との交差点 点イ 基点第808号から岡山市旭川河口積石の石柱見通し線と、基点第803号から玉野市常山の高頂(307.2)見通し線との交差点	第一種共同漁業	しゃこ	第1種共同漁業 しゃこ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
岡共第60号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市南区高島東地先	基点第801号及び基点第828号を結んだ直線、基点第829号、点ア及び基点第638号の各点を結んだ2直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第638号 岡山市東区升田津田港防波堤南南角に設置した標識 基点第801号 岡山市中区沖元百間川樋門南西角に設置した標識 基点第818号 岡山市南区阿津大川原川河口右岸角に設置した標識 基点第828号 岡山市南区高島北端地蔵岩に設置した標識 基点第829号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識 点ア 基点第638号から基点第818号見通し線と、基点 第829号から岡山市東区埴島南端見通し線との交差点	第一種共同漁業	しゃこ	第1種共同漁業 しゃこ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
岡共第61号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市南区阿津、小車地先	基点第818号及び点ア、基点第826号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第818号及び基点第826号の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第638号 岡山市東区升田津田港防波堤南南角に設置した標識 基点第672号 岡山市東区正横マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識 基点第818号 岡山市南区阿津大川原川河口右岸角に設置した標識 基点第826号 岡山市南区小車米崎北端に設置した標識 点ア 基点第818号から基点第638号見通し線と基点第818号から50メートルの点 点イ 基点第826号から基点第672号見通し線と基点第826号から50メートルの点	第一種共同漁業	しゃこ	第1種共同漁業 しゃこ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
岡共第62号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市南区小車米崎、相引地先	基点第827号及び点ア、基点第919号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第827号及び基点第919号の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第827号 岡山市南区小車米崎灯台 基点第919号 玉野市番田引川右岸河口入堤北東端角に設置した標識 点ア 基点第827号から大島沖竹ノ手島南端見通し線と基点第827号から50メートルの点 点イ 基点第919号から真方位15度見通し線と(香川南小豆部土丘町島山見通し線)基点第919号から50メートルの点	第一種共同漁業	わかめ	第1種共同漁業 わかめ漁業 2月16日から9月30日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市南区小車	
岡共第63号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区西大寺浜、乙子、西幸西地先	基点第624号及び点ア、基点第634号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第624号及び基点第634号の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第624号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識 基点第634号 岡山市東区西大寺浜旧永安橋東防下流基部に設置した標識 基点第642号 岡山市東区西大寺中丁目旧永安橋東防下流基部に設置した標識 基点第658号 岡山市東区九郷九郷港東防波堤突端南東端角に設置した標識 点ア 基点第624号から基点第658号見通し線と基点第624号から50メートルの点 点イ 基点第634号から基点第642号見通し線と基点第634号から50メートルの点	第一種共同漁業	あおのり	第1種共同漁業 あおのり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
岡共第64号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区九郷、豊田、升田、沖元地先	基点第635号と点ア、基点第637号と点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第635号と基点第637号の間における最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第628号 岡山市西幸西比沙古岩灯標 基点第635号 岡山市東区金岡町3丁目日本エクスラン(株)西大寺工場南端防内石燈電 基点第637号 岡山市東区九郷九郷港東防波堤基部燈電 基点第677号 岡山市東区乙子永江川右岸河口突端に設置した標識 基点第801号 岡山市中区沖元百間川樋門南西角に設置した標識 基点第828号 岡山市南区高島北端地蔵岩に設置した標識 点ア 基点第635号から基点第677号見通し線と基点第635号から50メートルの点 点イ 基点第637号から基点第828号見通し線と基点第637号から50メートルの点 点ウ 基点第637号から基点第628号見通し線と基点第637号から100メートルの点 点エ 基点第801号から基点第828号見通し線と基点第801号から100メートルの点	第一種共同漁業	あおのり	第1種共同漁業 あおのり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
岡共第65号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市中区平井、江崎、江並地先	基点第802号及び点ア、基点第852号及び基点第832号をそれぞれ結んだ直線並びに基点第802号及び基点第852号の間における最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第802号 岡山市中区江並三郷港北防波堤突端に設置した標識 基点第832号 岡山市中区平井野木場南防波堤南南端角に設置した標識 基点第833号 岡山市南区海岸通1丁目旭川右岸(株)クラシ岡山事業所岸壁南東端に設置した標識 基点第852号 岡山市中区平井野木場南防波堤基部に設置した標識 点ア 基点第802号から基点第833号見通し線と基点第802号から100メートルの点	第一種共同漁業	あおのり	第1種共同漁業 あおのり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
岡共第66号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市南区福島地先	基点第808号及び点ア、基点第831号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第808号及び基点第831号の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域。 点の位置 基点第808号 岡山市南区福島1丁目住吉神社南東端燈電 基点第831号 岡山市南区海岸通1丁目(株)クラシ岡山事業所排水樋門防波堤突端に設置した標識 点ア 基点第808号から岡山市中区平井宮道ケレツ水制基部見通し線と基点第808号から50メートルの点 点イ 基点第831号から岡山市中区江並波電燈見通し線と基点第831号から50メートルの点	第一種共同漁業	あおのり	第1種共同漁業 あおのり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
岡共第67号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市南区高島地先	基点第828号及び点ア、基点第829号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第828号及び基点第829号(高島東)の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域。 点の位置 基点第801号 岡山市中区沖元百間川樋門南西角に設置した標識 基点第828号 岡山市南区高島北端地蔵岩に設置した標識 基点第829号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識 基点第841号 岡山市南区清宮浦港東防波堤に設置した標識 点ア 基点第828号から基点第801号見通し線と基点第828号から50メートルの点 点イ 基点第829号から基点第841号見通し線と基点第829号から50メートルの点	第一種共同漁業	あおのり	第1種共同漁業 あおのり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
岡共第68号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市南区郡、北浦、宮浦、阿津、小車地先	基点第827号及び点ア、基点第853号及び基点第832号をそれぞれ結んだ直線並びに基点第827号から基点第853号の間における最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第827号 岡山市南区小車米崎灯台 基点第830号 岡山市南区東港栄町岡山港西樋門防波堤突端に設置した標識 基点第853号 岡山市南区東港栄町市島瀬崎切堤北東部に設置した標識 点ア 基点第827号から岡山市東区正横船場岩見通し線と基点第827号から100メートルの点	第一種共同漁業	あおのり	第1種共同漁業 あおのり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
岡共第69号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区正横地先	基点第672号、点ア、イ及び基点第619号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第619号 岡山市東区正横SECCカーポート(株)岡山工場堤防南西端に設置した標識 基点第624号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識 基点第643号 岡山市東区西幸西テイカ(株)工場敷地防南角に設置した標識 基点第672号 岡山市東区正横マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識 点ア 基点第672号から基点第624号見通し線と基点第672号から600メートルの点 点イ 基点第619号から基点第643号見通し線と基点第619号から590メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	

同共第70号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区正橋、久々井、宝伝地先	基点第601号、点アイ、ウ及び基点第672号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識 基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識 基点第672号 岡山市東区正橋マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識 基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台 点ア 基点第601号から岡山市東区大島沖鼓島東端見通し線上基点第601号から300メートルの点 点イ 基点第617号から岡山市東区大島地竹ノ子島西端見通し線上基点第617号から400メートルの点 点ウ 基点第672号から基点第827号見通し線上基点第672号から500メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市		
同共第71号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区大島地先	点アイ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍域ヶ鼻南端に設置した標識 基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識 点ア 基点第425号から岡山市東区大島白石灯標見通し線上基点第425号から2,000メートルの点 点イ 基点第425号から岡山市東区大島白石灯標見通し線上点アから1,500メートルの点 点ウ 基点第617号から真方位180度見し線上点エから1,700メートルの点 点エ 基点第617号から真方位180度見し線上基点第617号から1,100メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市		
同共第72号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市南区宮浦地先	基点第814号、点ア及び基点第815号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第638号 岡山市東区弁田津田港防波堤南西角に設置した標識 基点第814号 岡山市南区宮浦東川右岸河口北端角に設置した標識 基点第815号 岡山市南区宮浦小川干拓堤防西側北東端(第一曲角)に設置した標識 点ア 基点第814号から岡山市東区島崎南東端見通し線と、基点第815号から基点第638号見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市		
同共第73号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市南区北浦地先	基点第810号、点アイ及び基点第811号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第810号 岡山市南区北浦箱崎島の南西基部礎門北角に設置した標識 基点第811号 岡山市南区北浦箱崎島北西端に設置した標識 基点第835号 岡山市南区築港米町岡山港南灯台 点ア 基点第810号から基点第835号見通し線上基点第810号から250メートルの点 点イ 基点第811号から岡山市南区海岸通1丁目(橋)クラウ同事業所内送電鉄塔見通し線上基点第811号から100メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市		
同共第74号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市南区小串地先	基点第823号、点ア及び基点第824号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第672号 岡山市東区正橋マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識 基点第823号 岡山市南区小串築港山東山麓南端に設置した標識 基点第824号 岡山市南区小串米崎港北側堤防南東端角に設置した標識 点ア 基点第824号から基点第672号見通し線と、基点第823号から岡山市南区米崎北東端見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市		
同共第75号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市南区阿津地先	基点第817号、点アイ及び基点第818号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第638号 岡山市東区弁田津田港防波堤南西角に設置した標識 基点第814号 岡山市南区宮浦東川右岸河口北端角に設置した標識 基点第817号 岡山市南区宮浦小川干拓堤防北西端角に設置した標識 基点第818号 岡山市南区阿津大川原川河口右岸角に設置した標識 点ア 基点第817号から基点第638号見通し線と、基点第814号から岡山市南区阿津鼻南端北端見通し線との交差点 点イ 基点第818号から基点第638号見通し線と、基点第814号から岡山市南区阿津鼻南端北端見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市		
同共第76号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区正橋、久々井、宝伝地先	基点第601号、点アイ、ウ及び基点第672号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識 基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識 基点第672号 岡山市東区正橋マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識 基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台 点ア 基点第601号から岡山市東区大島沖鼓島東端見通し線上基点第601号から300メートルの点 点イ 基点第617号から岡山市東区大島地竹ノ子島西端見通し線上基点第617号から400メートルの点 点ウ 基点第672号から基点第827号見通し線上基点第672号から500メートル	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市		
同共第77号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区大島地先	点アイ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍域ヶ鼻南端に設置した標識 基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識 点ア 基点第425号から岡山市東区大島白石灯標見通し線上基点第425号から2,000メートルの点 点イ 基点第425号から岡山市東区大島白石灯標見通し線上点アから1,500メートルの点 点ウ 基点第617号から真方位180度の線上点エから1,700メートルの点 点エ 基点第617号から真方位180度見通し線上基点第617号から1,100メートルの点	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市		
同共第78号	児島湾漁業協同組合連合会	児島湾、吉井川及び旭川下流域	次に掲げる(1)の区域のうち(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる区域を除いた区域 (1) 基点第672号及び基点第827号を結んだ直線、基点第634号及び基点第642号を結んだ直線、基点第804号及び基点第805号を結んだ直線、基点第802号及び点アを結んだ直線、基点第835号及び基点第836号を結んだ直線並びに児島湾、吉井川及び旭川の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第634号 岡山市東区西大寺浜旧永安橋東詰下流基部に設置した標識 基点第642号 岡山市東区西大寺中3丁目旧永安橋西詰下流基部に設置した標識 基点第672号 岡山市東区正橋マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識 基点第802号 岡山市中区江並三郷港北防波堤突端に設置した標識 基点第804号 岡山市北区小橋2丁目東橋東詰下流基部に設置した標識 基点第805号 岡山市北区築橋町東橋西詰下流基部に設置した標識 基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台 基点第835号 岡山市南区築港米町岡山港南灯台 基点第836号 岡山市南区築港米町岡山港東防波堤南西角に設置した標識 点ア 岡山市中区新築港三郷港南防波堤突端に設置した標識 (2) 基点第620号、点イ及び基点第621号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第620号 岡山市東区正橋津東鼻突端に設置した標識 基点第621号 岡山市東区正橋・海水門附岸に設置した標識 基点第622号 岡山市東区水門町亀岩 基点第623号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設置した標識 点イ 基点第620号から基点第622号見通し線と、基点第623号から基点第621号見通し線との交差点 (3) 基点第623号、点ウ及び基点643号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第621号 岡山市東区正橋・海水門附岸に設置した標識 基点第622号 岡山市東区水門町亀岩 基点第623号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設置した標識 基点第643号 岡山市東区西幸アノカ湾江堤敷地防波堤東角に設置した標識 点ウ 基点第643号から基点第622号見通し線と、基点第623号から基点第621号見通し線との交差点 (4) 基点第801号及び基点第828号を結んだ直線、点エ及び基点第829号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第801号 岡山市中区沖元百間川樋門南西角に設置した標識 基点第828号 岡山市南区高島北端地蔵堂に設置した標識 基点第829号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識 点エ 岡山市中区新築港新岡山港西防波堤突端北東角に設置した標識 (5) 点ア、イ及を結んだ直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 点ア 岡山市南区築港米町第二号水門東防波堤突端 点イ 岡山市南区築港米町第二号水門西防波堤突端	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市		

同共第79号	児島湾漁業協同組合	岡山市南区小串地先	基点第827号、点ア、イ及び基点第838号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第827号 岡山市南区小串岬崎灯台 基点第838号 岡山市南区小串相引西防波堤突端に設置した標識 基点第902号 玉野市曹田大入崎北東端に設置した標識 点ア 基点第827号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見返し線上基点第827号から50メートルの点 点イ 基点第838号から真方位152度見返し線(香川県小豆郡豊島旧虹山高見渡し線)と、点アから基点第902号見渡し線との交差点	第三種共同漁業	つばね綱	第2種共同漁業 つばね漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市南区小串	
同共第80号	児島湾漁業協同組合	岡山市東区犬島沖竹ノ子島南西地先	点アを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 基点第616号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識 点ア 基点第616号から玉野市石島北端見渡し線上基点第616号から150メートルの点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
同共第81号	児島湾漁業協同組合	岡山市東区犬島西地先	点アを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 基点第613号 岡山市東区犬島地竹ノ子島北端に設置した標識 基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識 点ア 基点第613号から基点第617号見渡し線上基点第613号から100メートルの点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
同共第82号	児島湾漁業協同組合	岡山市東区犬島大ノ島北地先	点アを中心として半径50メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 基点第611号 岡山市東区犬島大ノ島北端に設置した標識 点ア 基点第611号から真方位0度見渡し線上基点第611号から50メートルの点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
同共第83号	児島湾漁業協同組合	岡山市東区犬島沖鼓島北地先	基点第603号を中心として半径50メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 基点第603号 岡山市東区犬島沖鼓島石北端に設置した標識	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
同共第84号	児島湾漁業協同組合	岡山市東区犬島沖鼓島東地先	基点第602号を中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 基点第602号 岡山市東区犬島白石中央に設置した標識	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
同共第85号	児島湾漁業協同組合	岡山市東区犬島沖鼓島南地先	基点第605号、点ア、イ、ウ及び基点第607号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点第605号 岡山市東区犬島沖鼓島南東端(基点第606号)から北へ100メートルの点に設置した標識 基点第606号 岡山市東区犬島沖鼓島南東端に設置した標識 基点第607号 岡山市東区犬島沖鼓島南端に設置した標識 点ア 基点第605号から真方位90度見渡し線上基点第605号から150メートルの点 点イ 基点第606号から真方位135度見渡し線上基点第606号から200メートルの点 点ウ 基点第607号から真方位180度見渡し線上基点第607号から150メートルの点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
同共第86号	児島湾漁業協同組合	岡山市東区犬島大ノ島北西地先	基点第612号を中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 基点第612号 岡山市東区犬島大ノ島北西端礁石北に設置した標識	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
同共第87号	児島湾漁業協同組合	岡山市東区犬島沖竹ノ子島、地竹ノ子島地先	基点第615号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第639号の各点を順次結んだ7直線、基点第640号及び基点第641号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第615号 岡山市東区犬島地竹ノ子島南東端に設置した標識 基点第616号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識 基点第639号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島東端に設置した標識 基点第640号 岡山市東区犬島地竹ノ子島南端に設置した標識 基点第641号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島北西端に設置した標識 基点第645号 岡山市東区犬島地竹ノ子島北西端に設置した標識 点ア 基点第615号から岡山市東区犬島大ノ島北端見渡し線と、点イから犬ノ島南東端見渡し線との交差点 点イ 基点第645号から真方位0度見渡し線上基点第645号から100メートルの点 点ウ 基点第645号から真方位270度見渡し線上基点第645号から50メートルの点 点エ 基点第616号から真方位180度見渡し線上基点第616号から100メートルの点 点オ 点カから真方位180度見渡し線と、点エから岡山市東区犬島南西端見渡し線との交差点 点カ 基点第639号から岡山市東区犬島南西端見渡し線と基点第639号から50メートルの点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
同共第88号	児島湾漁業協同組合	岡山市東区犬島東地先	基点第609号、点ウ、イ、ア及び基点第610号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第603号 岡山市東区犬島沖鼓島石北端に設置した標識 基点第609号 岡山市東区犬島鼓の口北に設置した標識 基点第610号 岡山市東区犬島海水浴場東防波堤突端 基点第616号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識 点ア 基点第610号から真方位180度見渡し線と、基点第616号から岡山市東区犬島沖鼓島南端見渡し線との交差点 点イ 基点第616号から岡山市東区犬島沖鼓島南端見渡し線上点アから200メートルの点 点ウ 基点第609号から基点第603号見渡し線上基点第609号から50メートルの点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
同共第89号	児島湾漁業協同組合	岡山市東区犬島北地先	点アを中心として半径50メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 基点第608号 岡山市東区犬島北端に設置した標識 点ア 基点第608号から真方位0度見渡し線上基点第608号から50メートルの点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
同共第90号	児島湾漁業協同組合	岡山市東区犬島北地先	基点第646号、点ア、イ及び基点第647号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第646号 岡山市東区犬島大島港西側堤岸北端に設置した標識 基点第647号 岡山市東区犬島中の谷東防波堤基部に設置した標識 点ア 基点第646号から真方位0度見渡し線上基点第646号から200メートルの点 点イ 基点第647号から真方位0度見渡し線上基点第647号から200メートルの点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
同共第91号	児島湾漁業協同組合	岡山市東区犬島大ノ島北西地先	点アを中心に半径100メートルの円囲まれた区域 点の位置 基点第611号 岡山市東区犬島大ノ島北端に設置した標識 基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識 点ア 基点第611号から岡山市南区小串岬崎灯台見渡し線 と、基点第617号から岡山市東区犬島地竹ノ子島西端見渡し線との交差点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
同共第92号	児島湾漁業協同組合	岡山市東区西幸西地先	基点第626号、第627号、点ア、イ及び基点第630号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第626号 岡山市東区西幸西大岩に設置した標識 基点第627号 岡山市東区西幸西羽島港南防波堤突端に設置した標識 基点第628号 岡山市東区西幸西北沙石岩灯標中央 基点第630号 岡山市東区西幸西南端港防波堤基部に設置した標識 基点第644号 岡山市東区九郷九郷水位観測所 点ア 基点第627号から基点第628号見渡し線上基点第627号から100メートルの点 点イ 基点第630号から基点第644号見渡し線上基点第630号から100メートルの点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
同共第93号	児島湾漁業協同組合	岡山市旭川河口	基点第834号を中心として半径50メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 基点第834号 旭川河口礁石柱	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
同共第94号	児島湾漁業協同組合	岡山市南区北浦地先	基点第809号、点ア、イ、ウ及び基点第809号の各点を順次結んだ4直線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第809号 岡山市南区北浦北浦造港西防波堤突端礁石柱 基点第810号 岡山市南区北浦南崎島の南西基脚門北側に設置した標識 基点第811号 岡山市南区北浦南崎島北東端に設置した標識 基点第835号 岡山市南区築港栄町岡山港灯台 点ア 基点第809号から岡山市南区海岸通1丁目(横)クラレ岡山事業所内送電鉄塔を見通した線上基点第809号から200メートルの点 点イ 基点第810号から基点第835号見渡し線上基点第810号から200メートルの点 点ウ 基点第809号から基点第811号見渡し線と、基点第810号から基点第835号見渡し線との交差点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	

同共第95号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市南区阿津地先	点アを中心に半径70メートルの円で囲まれた区域 点の位置 基点第819号 岡山市南区阿津ツブサ燈台標 点ア 基点第819号から城島東端見通し線上基点第819号から50メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
同共第96号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市南区小車地先	基点第825号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第901号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第825号 岡山市東区正機マリンマサギ西端岸北西角に設置した標識 基点第825号 岡山市南区小車西米崎山麓東北端に設置した標識 基点第826号 岡山市南区小車東米崎北端に設置した標識 基点第827号 岡山市南区小車東崎灯台 基点第854号 岡山市南区小車米崎南端に設置した標識 点ア 基点第825号から基点第672号見通し線上基点第825号から100メートルの点 点イ 基点第826号から基点第672号見通し線上基点第826号から50メートルの点 点ウ 基点第827号から岡山市東区久々井大浜見通し線上基点第827号から50メートルの点 点エ 基点第901号から真方位180度見通し線上基点第901号から100メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	岡山市	
同共第97号	胸上漁業協同組合 たまの漁業協同組合	玉野市胸上地先	基点第903号、点ア、イ及び基点第907号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第903号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識 基点第906号 玉野市胸上波張崎東側得根の駒に設置した標識 基点第907号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識 点ア 基点第906号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し線上基点第906号から100メートルの点 点イ 基点第907号から玉野市大鷲島東端見通し線上基点第907号から100メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、榎岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島	
同共第98号	胸上漁業協同組合	玉野市沼地先	基点第1002号、点ア、イ、ウ、基点第910号及び基点第1005号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第907号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識 基点第910号 玉野市小鷲島へ頂に設置した標識 基点第1002号 玉野市東野崎ごう防波堤突端に設置した標識 基点第1003号 玉野市沼黒山鼻突端に設置した標識 基点第1004号 玉野市沼出崎東端に設置した標識 基点第1005号 玉野市沼出崎南端に設置した標識 点ア 基点第1002号から基点第907号見通し線上基点第1002号から100メートルの点 点イ 基点第1003号から基点第907号見通し線上基点第1003号から150メートルの点 点ウ 基点第1004号から玉野市大鷲島北端見通し線上基点第1004号から50メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	玉野市胸上、榎岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、出崎	
同共第99号	胸上漁業協同組合	玉野市沼地先	基点第1031号、点ア及び基点第1006号の各点を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1006号 玉野市沼出崎獅子ヶ鼻突端に設置した標識 基点第1007号 玉野市後閑笠石の鼻突端に設置した標識 基点第1031号 玉野市沼船越に設置した標識（沼と後閑との境界） 点ア 基点1006号から基点1007号見通し線と基点1031号から玉野市後閑投石見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	玉野市胸上、榎岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、出崎	
同共第100号	胸上漁業協同組合 小車漁業協同組合 たまの漁業協同組合	玉野市番田、胸上、岡山市南区小車地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1)基点第827号、点ア、イ、ウ、基点第937号及び基点第906号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域を除く。 点の位置 基点第618号 岡山市東区正機切石鼻立石に設置した標識 基点第656号 岡山市東区正機金山（飯盛岩）南端に設置した標識 基点第827号 岡山市南区小車米崎灯台 基点第906号 玉野市胸上波張崎東側得根の駒に設置した標識 基点第937号 玉野市坊子島島頂に設置した標識 点ア 基点第827号から基点第18号見通し線と、岡山市東区九郷九郷港東防波堤基部燈電から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎鼻見通し線との交差点 点イ 岡山市九郷九郷港東防波堤基部燈電から香川県小豆郡土庄町宮崎鼻見通し線と、基点第656号から玉野市沼出崎東端見通し線との交差点 点ウ 基点第827号から真方位135度00分見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧蛇山高見通し線）と、基点第656号から出崎東端見通し線との交差点 (2)基点第935号、点エ、オ及び基点第936号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第935号 玉野市番田宇鍋越2972番地先に設置した標識 基点第936号 玉野市番田宇鍋越2937番地先に設置した標識 点エ 基点第935号から岡山市東区犬島沖沖ノ子島南端見通し線上基点第935号から430メートルの点 点オ 基点第936号から岡山市東区犬島沖沖ノ子島南端見通し線上基点第936号から450メートルの点	第二種共同漁業	堤網	第2種共同漁業 堤網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、榎岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大蔵、田井、築地、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、浜川、岡山市南区小車	魚類を捕獲して操業してはならない
同共第101号	胸上漁業協同組合 たまの漁業協同組合	玉野市胸上から沼に至る地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1)基点第906号、第937号、点ア、イ、ウ及び基点第908号の各点を順次結んだ5直線、基点第909号、点エ及び基点第1031号の各点を順次結んだ2直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。 点の位置 基点第656号 岡山市東区正機金山（飯盛岩）南端に設置した標識 基点第906号 玉野市胸上波張崎東側得根の駒に設置した標識 基点第907号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識 基点第908号 玉野市石島北東岡山県・香川県界に設置した標識 基点第909号 玉野市石島西側岡山県・香川県界に設置した標識 基点第937号 玉野市坊子島島頂に設置した標識 基点第1004号 玉野市沼出崎東端に設置した標識 基点第1031号 玉野市沼船越に設置した標識（沼と後閑との境界） 点ア 基点第907号から真方位135度50分見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧蛇山高見通し線）と、基点第1004号から基点第656号見通し線との交差点 点イ 基点第907号から香川県小豆郡土庄町豊島后飛崎西端見通し線と、基点第1004号から基点第656号見通し線との交差点 点ウ 基点第908号から真方位0度見通し線と、基点第907号から香川県小豆郡土庄町豊島飛崎西端見通し線との交差点 点エ 基点第909号から玉野市田井基南院大蔵坂西端見通し線と、基点第1031号から玉野市後閑投石見通し線との交差点 (2)基点第923号、点ア、イ及び基点第928号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第923号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社本社工場西南端角から東野崎塩田えん堤上南へ140メートルの点に設置した標識 基点第924号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社本社工場北東角に設置した標識 基点第928号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社本社工場西南端角から東野崎塩田えん堤上南へ570メートルの点に設置した標識 基点第929号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社本社工場西南端角から東野崎塩田えん堤上南へ790メートルの点に設置した標識 基点第930号 玉野市胸上波張崎南西端に設置した標識 点ア 基点第923号から基点第930号見通し線と、基点第924号から玉野市石島島東端東防波堤基部見通し線との交差点 点イ 基点第929号から基点第930号見通し線と、基点第928号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎北東端見通し線との交差点	第二種共同漁業	堤網	第2種共同漁業 堤網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、榎岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大蔵、田井、築地、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、浜川、	魚類を捕獲して操業してはならない

同共第102号	海上漁業協同組合 たまの漁業協同組合	玉野市番田地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域。 (1) 基点第919号、点ア、イ及び基点第902号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域を除く。 点の位置 基点第827号 岡山市南区小串米崎燈台 基点第902号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識 基点第919号 玉野市番田相引川右岸河口えん堤北東端角に設置した標識 点ア 基点第919号から真方位152度見通し線(香川県小豆郡豊島田虹山高見通し線)と、点イから基点第827号見通し線との交差点 点イ 基点第902号から岡山市東区大島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第902号から20メートルの点 (2) 基点第935号、点ウ、エ及び基点第936号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第935号 玉野市番田宇鍋阪2972番地先に設置した標識 基点第936号 玉野市番田宇鍋阪2937番地先に設置した標識 点ウ 基点第935号から岡山市東区大島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第935号から430メートルの点 点エ 基点第936号から岡山市東区大島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第936号から450メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、萩岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島	
同共第103号	たまの漁業協同組合	玉野市後閑、大敷、田井地先	基点第1008号、点ア及び基点第1016号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。 点の位置 基点第1008号 玉野市後閑ゴマノ浦桟橋北端に設置した標識 基点第1016号 玉野市大敷町牛崎突端に設置した標識 基点第1014号 玉野市田井5丁目野々浜防波堤突端に設置した標識 基点第1016号 玉野市田井宣崎突端一本石に設置した標識 点ア 基点第1013号から基点第1016号見通し線と、基点第1008号から基点第1014号見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	玉野市後閑、大敷、田井、築港、宇野	
同共第104号	たまの漁業協同組合 海上漁業協同組合	玉野市後閑から浜川に至る地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)及び(3)に掲げる区域を除いた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。 (1) 基点第1031号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第1201号の各点を順次結んだ9直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点の位置 基点第909号 玉野市石島側岡山県・香川県界に設置した標識 基点第1009号 玉野市後閑宮ノ原の鼻に設置した標識 基点第1016号 玉野市田井宣崎突端一本石に設置した標識 基点第1018号 玉野市宇野3丁目ナキンダ鼻南端に設置した標識 基点第1024号 玉野市宇野3丁目玉野浄化センター南崖(旧瀬越鼻突端) 基点第1031号 玉野市沼船越に設置した標識(沼と後閑との境界) 基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識 基点第1202号 倉敷市受島島南端に設置した標識 点ア 基点第909号から玉野市田井慈照院大屋根西端見通し線と、基点第1031号から玉野市後閑投石見通し線との交差点 点イ 基点第909号から玉野市田井慈照院大屋根西端見通し線と、基点第1009号から玉野市築港タスキ山高見通し線との交差点 点ウ 基点第1016号から香川県香川郡直島町上島島高見通し線と、基点第1009号から玉野市築港タスキ山高見通し線との交差点 点エ 基点第1016号から香川県香川郡直島町上島島高見通し線と、基点第1024号から香川県香川郡直島町原島島南端見通し線との交差点 点オ 基点第1024号から香川県香川郡直島町原島島南端見通し線と、基点第1018号から玉野市向日比地蔵山頂見通し線との交差点 点カ 基点第1018号から玉野市向日比地蔵山頂見通し線と、基点第1024号から香川県高松市電水町虹ノ峰鼻見通し線との交差点 点キ 基点第1024号から香川県高松市電水町虹ノ峰鼻見通し線と、基点第1202号から香川県香川郡直島町車山ノ鼻見通し線との交差点 点ク 基点第1201号から香川県高松市王土庫町乃生南端見通し線と、基点第1202号から香川県香川郡直島町車山鼻見通し線との交差点 (2) 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び点スの各点を順次結んだ12直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 点ア 玉野市宇野1丁目宇高国道フーリー桟橋南基部から南へ岸壁上 20メートルの点に設置した標識 点イ 点アから真方位119度見通し線上点アから48メートルの点 点ウ 点イから真方位180度見通し線上点イから50.5メートルの点 点エ 点ウから真方位107度30分見通し線上点ウから22.8メートルの点 点オ 点エから真方位190度見通し線上点エから140メートルの点 点カ 点オから真方位213度30分見通し線上点オから185メートルの点 点キ 点カから真方位271度30分見通し線上点カから38メートルの点 点ク 点キから真方位302度30分見通し線上点キから110メートルの点 点ケ 点クから真方位352度見通し線上点クから25メートルの点 点コ 点ケから真方位33度30分見通し線上点ケから145メートルの点 点サ 点コから真方位303度見通し線上点コから60メートルの点 点シ 点サから真方位260度見通し線上点サから171メートルの点 点ス 点シから真方位351度30分見通し線上点シから30メートルの点 (3) 点ア、イ及びウの各点を結んだ直線と、玉野市田井田井Aドルフィン及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 点ア 玉野市田井田井Aドルフィン北東端 点イ 玉野市田井田井1号防波堤(西側)北西端 点ウ 点ア及びイを結んだ直線の延長線と、玉野市田井5丁目田井3号護岸との交差点	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、萩岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大敷、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、浜川	魚類を感傷してはならない
同共第105号	たまの漁業協同組合 海上漁業協同組合	玉野市大堀島北地先	基点第1025号及び点ア、基点第1026号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第1025号及び基点第1026号の間(大堀島北側)における最大高潮時海岸線から沖に50メートルの点によって囲まれた区域。 点の位置 基点第1025号 玉野市大堀島東側岡山県・香川県界に設置した標識 基点第1026号 玉野市大堀島西側岡山県・香川県界に設置した標識 点ア 基点第1025号から香川県香川郡直島町柏島南端見通し線上基点第1025号から50メートルの点 点イ 基点第1026号から香川県倉敷市室木島南端見通し線上基点第1026号から50メートルの点	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、萩岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大敷、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、浜川	
同共第106号	たまの漁業協同組合	玉野市田井、大敷、後閑地先	基点第1007号、点ア、イ及び基点第1016号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 基点第1007号 玉野市後閑笠石の鼻突端に設置した標識 基点第1011号 玉野市後閑平成橋東詰南端に設置した標識 基点第1013号 玉野市大敷町牛崎突端に設置した標識 基点第1016号 玉野市田井5丁目野々浜防波堤北東角に設置した標識 基点第1016号 玉野市田井宣崎突端一本石に設置した標識 点ア 基点第1007号から基点第1011号見通し線と、基点第1015号から玉野市後閑鳥打岸見通し線との交差点 点イ 基点第1015号から玉野市後閑鳥打岸見通し線と、基点第1013号から基点第1016号見通し線との交差点	第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、萩岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大敷、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、浜川	
同共第107号	たまの漁業協同組合	玉野市番田大入崎地先	基点第902号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第903号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第902号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識 基点第903号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識 基点第913号 玉野市番田大入崎東端防波堤北東角に設置した標識 基点第915号 玉野市番田鉾島東端に設置した標識 点ア 基点第902号から基点第915号見通し線と、基点第913号から岡山市東区大島大の島北端見通し線との交差点 点イ 基点第902号から岡山市東区大島大の島北端見通し線上基点第902号から200メートルの点 点ウ 基点第903号から岡山市東区大島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第903号から200メートルの点 点エ 基点第903号から真方位142度見通し線(香川県小豆郡土庄町豊島田虹山高見通し線)基点第903号から300メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、萩岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大敷、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、浜川	
同共第108号	たまの漁業協同組合	玉野市後閑地先	点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1010号 玉野市後閑山中学校2階建校舎北西角 基点第1011号 玉野市後閑平成橋東詰南端に設置した標識 基点第1013号 玉野市大敷町牛崎突端に設置した標識 基点第1030号 玉野市後閑牛ヶ浦突端に設置した標識 点ア 基点第1010号から玉野市田井宣崎北端見通し線と、基点第1011号から玉野市石島へう崎突端見通し線との交差点 点イ 基点第1013号から香川県高松市高松市牛ヶ首島西端見通し線と、基点第1010号から玉野市田井宣崎北端見通し線との交差点 点ウ 基点第1013号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島西端見通し線と、基点第1030号から玉野市田井宣崎南端見通し線との交差点 点エ 基点第1030号から玉野市田井宣崎南端見通し線と、基点第1011号から玉野市石島へう崎突端見通し線との交差点	第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、萩岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大敷、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、浜川	

同共第109号	たまの漁業協同組合	玉野市深井町中島地先	点アを中心に半径125メートルの円で囲まれた区域 点の位置 基点第1045号 玉野市深井町大須美鼻突端に設置した標識 基点第1046号 玉野市深井町中鼻突端に設置した標識 基点第1047号 玉野市深井町長嶋鼻突端に設置した標識 点ア 基点第1047号から基点第1045号見通し線と、基点第1046号から大嶋島高見通し線との交差点	第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、祝間、東田井地、西田井地、山田、栗野崎、沼、石島、後閑、大蔵、田井、渡港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、浜川
同共第110号	たまの漁業協同組合	玉野市深井町長嶋鼻地先	点アを中心に半径125メートルの円で囲まれた区域 点の位置 基点第1021号 玉野市向日比2丁目松ヶ鼻突端に設置した標識 基点第1046号 玉野市深井町中鼻突端に設置した標識 点ア 基点第1021号から香川県水島高見通し線と、基点第1046号から大嶋島高見通し線との交差点	第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、祝間、東田井地、西田井地、山田、栗野崎、沼、石島、後閑、大蔵、田井、渡港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、浜川
同共第111号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市下津井地先	基点第1215号、点ア、イ及び基点第1217号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1215号 倉敷市下津井1丁目紙園神社 基点第1216号 倉敷市下津井4丁目灯電崎(西ノ崎)突端に設置した標識 基点第1217号 倉敷市下津井5丁目松原に設置した標識 点ア 基点第1216号から香川県丸亀市本島東端見通し線と基点第1216号から200メートルの点 点イ 基点第1217号から倉敷市六口島北西端見通し線と基点第1217号から200メートルの点	第一種共同漁業	わかめ	第1種共同漁業 わかめ漁業 2月16日から9月30日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)
同共第112号	児島漁業協同組合 下津井地区漁業協同組合連合会 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市堅場島東地先	基点第1202号、点ア、イ及び基点第1202号の各点を順次結んだ3直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識 基点第1202号 倉敷市堅場島南端に設置した標識 基点第1204号 倉敷市児島田の口5丁目田の口東防波堤突端灯電 点ア 基点第1201号から基点第1202号見通し線と、基点第1204号から玉野市大嶋島北端見通し線との交差点 点イ 基点第1202号から玉野市日比6丁目陸奥東端見通し線と、基点第1204号から玉野市大嶋島北端見通し線との交差点	第一種共同漁業	あさり	第1種共同漁業 あさり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)
同共第113号	児島漁業協同組合	倉敷市大島、児島(元浜町、味野、下の町、田の口、唐等)地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除く区域 (1)基点第1201号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点クの各点を順次結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識 基点第1203号 倉敷市児島唐等4丁目鶴石鼻防波堤突端に設置した標識 基点第1206号 倉敷市児島下の町9-18-34福山通運株式会社児島営業所岸壁南西端内に設置した標識 基点第1210号 倉敷市児島元浜町児島ホール一階駐車場東側陸岸内に設置した標識 基点第1212号 倉敷市大島久須美鼻突端に設置した標識 基点第1257号 倉敷市児島味野浜の宮突端に設置した標識 基点第1286号 倉敷市児島小川町3697-4倉敷市児島環境センター岸壁東端内に設置した標識 基点第1287号 倉敷市大島北先大須美鼻突端岸壁北東端内に設置した標識 点ア 基点第1201号から香川県坂出市王越町乃生岬西端見通し線と基点第1201号から100メートルの点 点イ 基点第1203号から倉敷市堅場島東端見通し線と基点第1203号から100メートルの点 点ウ 基点第1206号から倉敷市堅場島南端見通し線と基点第1206号から100メートルの点 点エ 基点第1286号から倉敷市堅場島北端見通し線と基点第1286号から100メートルの点 点オ 基点第1287号から倉敷市堅場島北端見通し線と基点第1287号から100メートルの点 点カ 基点第1210号から倉敷市堅場島北端見通し線と基点第1210号から100メートルの点 点キ 基点第1287号から倉敷市堅場島北端見通し線と基点第1287号から100メートルの点 点ク 基点第1212号から倉敷市堅場島南端見通し線と基点第1212号から100メートルの点 点ク 基点第1212号から倉敷市堂島西端見通し線と基点第1212号から100メートルの点 (2)点A、B、C、及び点Dを順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 点A 倉敷市大島1丁目1743番地(同6番13号)北端より市道上バラベツの側溝の南端に設置した標識 点B 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤上側南端(水平面南端) 点C 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤北端(基部) 点D 倉敷市児島元浜町6番地22地先児島ホール一階場北の側壁の東端に設置した標識	第一種共同漁業	なまこ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)
同共第114号	児島漁業協同組合	倉敷市堅場島地先	倉敷市堅場島の最大高潮時海岸線から150メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	なまこ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)
同共第115号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市下津井地先	基点第1212号、第1222号、点ア、イ、ウ及び基点第1214号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1212号 倉敷市大島久須美鼻突端に設置した標識 基点第1214号 倉敷市下津井吹上2丁目吹上港西防波堤灯電 基点第1222号 倉敷市堂島西端に設置した標識 基点第1234号 倉敷市大島久須美鼻南端に設置した標識 点ア 基点第1222号から香川県坂出市石根島戸鼻見通し線と、倉敷市大島望羽山山頂から香川県坂出市与島東の岬見通し線との交差点 点イ 基点第1234号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線と、倉敷市大島望羽山山頂から香川県坂出市与島東の岬見通し線との交差点 点ウ 基点第1234号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線と、基点第1214号から香川県坂出市小瀬居島東端見通し線との交差点	第一種共同漁業	なまこ、わかめ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで わかめ漁業 2月16日から9月30日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)
同共第116号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市堂島地先	基点第1225号と点ア、基点第1221号と点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第1220号と基点第1221号の間(堂島東側)における最大高潮時海岸線から突出し150メートルの線とによって囲まれた区域及び基点第1227号と点ウ、基点第1220号と点エをそれぞれ結んだ直線並びに基点第1221号と基点第1220号の間(堂島西側)における最大高潮時海岸線から突出し30メートルの線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1220号 倉敷市堂島東北端に設置した標識 基点第1221号 倉敷市堂島南端に設置した標識 点ア 基点第1220号から倉敷市堅場島南東端見通し線と基点第1220号から150メートルの点 点イ 基点第1221号から真方位180度見通し線と基点第1221号から150メートルの点 点ウ 基点第1221号から真方位180度見通し線と基点第1221号から30メートルの点 点エ 基点第1220号から倉敷市堅場島南東端見通し線と基点第1220号から30メートルの点	第一種共同漁業	わかめ	第1種共同漁業 わかめ漁業 2月16日から9月30日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)
同共第117号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市六口島地先	基点第1225号と点ア、基点第1227号と点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第1225号と基点第1227号の間(六口島西側)における最大高潮時海岸線から突出し150メートルの線とによって囲まれた区域及び基点第1227号と点ウ、基点第1225号と点エをそれぞれ結んだ直線並びに基点第1227号と基点第1225号の間(六口島東側)における最大高潮時海岸線から突出し30メートルの線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1225号 倉敷市六口島南端に設置した標識 基点第1227号 倉敷市六口島西の中浜突端(大百四ノ鼻)に設置した標識 点ア 基点第1225号から真方位180度見通し線と基点第1225号から150メートルの点 点イ 基点第1227号から倉敷市大瀬約島南端見通し線と基点第1227号から150メートルの点 点ウ 基点第1227号から倉敷市大瀬約島南端見通し線と基点第1227号から30メートルの点 点エ 基点第1225号から真方位180度見通し線と基点第1225号から30メートルの点	第一種共同漁業	わかめ	第1種共同漁業 わかめ漁業 2月16日から9月30日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)
同共第118号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市灘地諸島地先	点イ、ウ、エ、オ、カ及び点イの各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1226号 倉敷市六口島北西端に設置した標識 基点第1242号 倉敷市上灘地島東端に設置した標識 基点第1244号 倉敷市上灘地島南端に設置した標識 基点第1246号 倉敷市児島庄生基島北西端防波堤基部に設置した標識 基点第1288号 倉敷市水島川崎通1丁目地先水島津西1号防波堤突端に設置した標識 点ア 倉敷市灘地2丁目三百山三角点から香川県丸亀市広島町広島ハシヅミ鼻突端見通し線と倉敷市下津井大室海岸線との交差点 点イ 基点第1242号から真方位180度見通し線と基点第1242号から50メートルの点 点ウ 基点第1242号から真方位180度見通し線と基点第1242号から100メートルの点 点エ 基点第1288号から基点第1226号見通し延長線と基点第1226号から1800メートルの点 点オ 基点第1288号から基点第1226号見通し延長線と点アから淡口市寄島町電玉山山頂見通し線との交差点 点カ 基点第1246号から倉敷市ノザノ灘地島西端見通し線と点アから淡口市寄島町電玉山山頂見通し線との交差点	第一種共同漁業	わかめ	第1種共同漁業 わかめ漁業 2月16日から9月30日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)

同共第119号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市上水島地先	点イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点イの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1239号 倉敷市上水島南端に設置した標識 基点第1260号 倉敷市イザノ灘地島西端に設置した標識 基点第1263号 倉敷市上水島南東端に設置した標識 基点第1265号 倉敷市上水島西端に設置した標識 基点第1273号 倉敷市水島川崎通1丁目JFEスチール西南端に設置した標識 基点第1288号 倉敷市水島川崎通1丁目地先水島港西1号防波堤突端に設置した標識 基点第1455号 倉敷市下水島北端に設置した標識 基点第1456号 倉敷市下水島東端に設置した標識 点ア 倉敷市鹿地2丁目三白山三角点から香川県丸亀市広島町広島島ハヅカ鼻突端見通し線と倉敷市下津井大室海岸線との交差点 点イ 点アから漢口市寄島町電王山山頂見通し線と基点第1288号から上水島頂見通し線との交差点 点ウ 基点第1263号から基点第1260号見通し線上と基点第1263号から150メートルの点 点エ 基点第1239号から真方位180度見通し線上と基点第1239号から150メートルの点 点オ 基点第1265号から基点第1455号見通し線上と基点第1265号から150メートルの点 点カ 基点第1265号から基点第1273号見通し線と基点第1288号から基点第1455号見通し線との交差点 点キ 点アから漢口市寄島町電王山山頂見通し線と基点第1288号から基点第1455号見通し線との交差点	第一種共同漁業	わかめ	第1種共同漁業 わかめ漁業 2月16日から9月30日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	
同共第120号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市網代諸島地先	点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点の位置 基点第1227号 倉敷市六口島西の中浜突端(大首西ノ鼻)に設置した標識 基点第1244号 倉敷市太婆地島南端に設置した標識 基点第1265号 倉敷市上水島西端に設置した標識 基点第1449号 倉敷市大橋杓島頂に設置した標識 基点第1458号 倉敷市下水島南端に設置した標識 点ア 基点第1458号から香川県丸亀市本島フクペ鼻見通し線と基点第1265号から香川県丸亀市手島基平鼻突端見通し線との交差点 点イ 基点第1265号から香川県丸亀市手島基平鼻突端見通し線と基点第1227号から点ウとの交差点 点ウ 基点第1244号から倉敷市小杓島島頂見通し線と基点第1449号から真方位23度見通し線との交差点 点エ 基点第1449号から真方位23度見通し線と基点第1458号から香川県丸亀市本島フクペ鼻見通し線との交差点	第一種共同漁業	わかめ	第1種共同漁業 わかめ漁業 2月16日から9月30日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	
同共第121号	児島漁業協同組合連合会 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市大島地先	基点第1211号、点ア、イ及び基点第1212号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1211号 倉敷市大島1丁目島崎港北波止基部に設置した標識 基点第1212号 倉敷市大島久須美鼻突端に設置した標識 点ア 基点第1211号から倉敷市登壇島南端見通し線上と基点第1211号から150メートルの点 点イ 基点第1212号から倉敷市登壇島南端見通し線上と基点第1212号から100メートルの点	第一種共同漁業	わかめ	第1種共同漁業 わかめ漁業 2月16日から9月30日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	
同共第122号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市六口島北地先	基点第1230号、点ア、イ及び基点第1231号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1216号 倉敷市下津井4丁目灯竜崎(西ノ崎)突端に設置した標識 基点第1229号 倉敷市六口島北岸の青北岸端に設置した標識 基点第1230号 倉敷市六口島大首鼻赤辺の石に設置した標識 基点第1231号 倉敷市六口島茶臼鼻突端に設置した標識 基点第1232号 倉敷市六口島茶臼鼻防波堤突端に設置した標識 点ア 基点第1230号から基点第1216号見通し線と、基点第1229号から基点第1232号見通し線との交差点 点イ 基点第1231号から基点第1216号見通し線と、基点第1229号から基点第1232号見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	
同共第123号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市六口島西地先	基点第1240号、点ア、イ及び基点第1241号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1227号 倉敷市六口島西の中浜突端(大首西ノ鼻)に設置した標識 基点第1240号 倉敷市六口島五郎の石に設置した標識 基点第1241号 倉敷市六口島長谷鼻に設置した標識 点ア 基点第1240号から香川県丸亀市手島基平鼻見通し線と、基点第1227号から香川県丸亀市本島フクペ鼻見通し線との交差点 点イ 基点第1241号から香川県丸亀市ハヅカ鼻見通し線と、基点第1227号から香川県丸亀市本島フクペ鼻見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	
同共第124号	児島漁業協同組合連合会 下津井地区漁業協同組合連合会 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市児島田の口、唐琴地先	基点第1201号、点ア及び基点第1206号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識 基点第1206号 倉敷市児島下の町9丁目18-34福山通運(株)児島営業所岸壁南端角に設置した標識 基点第1207号 倉敷市児島下の町10丁目18番港防波堤基部から突端に向け最長の曲線に設置した標識 点ア 基点第1201号から基点第1207号見通し線と、基点第1206号から倉敷市登壇島東端見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	
同共第125号	児島漁業協同組合連合会 下津井地区漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市児島地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1) 基点第1201号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、コ、サ、シ及び点スの各点を順次結んだ13直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識 基点第1205号 倉敷市児島田の口6丁目黒山岬突端に設置した標識 基点第1212号 倉敷市大島久須美鼻突端に設置した標識 基点第1215号 倉敷市下津井1丁目福臨神社 基点第1222号 倉敷市釜島西端に設置した標識 基点第1225号 倉敷市六口島南端に設置した標識 基点第1226号 倉敷市六口島北西端に設置した標識 基点第1254号 倉敷市大島久須美鼻南端に設置した標識 点ア 基点第1201号から香川県坂出市王随町力生岬西端見通し線と、基点第1212号から玉野市向日比松ヶ鼻見通し線との交差点 点イ 基点第1205号から香川県坂出市今島町室木島東端見通し線と、基点第1212号から玉野市大槌島南端見通し線との交差点 点ウ 基点第1205号から香川県坂出市今島町室木島東端見通し線と、香川県坂出市今島町石島タヅツ基から玉野市大槌島北端見通し線との交差点 点エ 倉敷市大島龍羽山山頂から香川県坂出市龍山山頂見通し線と、香川県坂出市今島町石島タヅツ基から玉野市大槌島北端見通し線との交差点 点オ 倉敷市大島龍羽山山頂から香川県坂出市龍山山頂見通し線と、基点第1222号から香川県坂出市今島町石島合戸鼻見通し線との交差点 点カ 倉敷市大島龍羽山山頂から香川県坂出市今島町石島の高見通し線と、基点第1222号から香川県坂出市今島町石島合戸鼻見通し線との交差点 点ク 倉敷市大島龍羽山山頂から香川県坂出市今島町石島東の高見通し線と、基点第1234号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線との交差点 点コ 基点第1234号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線と、基点第1215号から香川県丸亀市本島町長島高頂見通し線との交差点 点ケ 基点第1215号から香川県丸亀市本島町長島高頂見通し線と、香川県坂出市今島町石島西浜の高から香川県丸亀市手島基平鼻北端見通し線との交差点 点ク 香川県坂出市今島町石島西浜の高から香川県丸亀市手島基平鼻北端見通し線と、香川県丸亀市本島町室ノ子島島頂から漢口市寄島町寄島北端見通し線との交差点 点カ 香川県丸亀市本島町室ノ子島島頂から漢口市寄島町寄島北端見通し線と、基点第1225号から香川県丸亀市手島基平鼻北端見通し線との交差点 点シ 基点第1226号から倉敷市大橋杓島南端見通し線と、点スから香川県丸亀市広島ハヅカ鼻見通し線との交差点 点ス 倉敷市鹿地2丁目三白山三角点から香川県丸亀市広島ハヅカ鼻見通し線と倉敷市下津井大室海岸線との交差点 (2) き、ロ、ウ、及び点Dを順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 点A 倉敷市大島1丁目1743番地(同6番13号)北端より市道上バラベットの側溝の南端に設置した標識 点ロ 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤上部南端(水平南南端) 点ロ 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤基部(基部) 点D 倉敷市児島元浜町88番地22地先児島ポートレーヌ場北の側壁の東端に設置した標識	第二種共同漁業	碇網	第2種共同漁業 碇網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	

同共第126号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市遺地跡島、上水島地先	点イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点イの各点を順次結んだ7直線によって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線によって囲まれた陸地、及び点ケ、コ、サシを順次結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。 点の位置 基点第1242号 倉敷市上遺地島東端に設置した標識 基点第1244号 倉敷市本遺地島南端に設置した標識 基点第1246号 倉敷市児島塩生富島北端南側防波堤基部に設置した標識 基点第1449号 倉敷市大柄杓島頂に設置した標識 点ア 倉敷市霞池2丁目三箇山三角点から香川県丸亀市広島町広島バジカミ鼻突端見返し線と倉敷市下津井大室海岸線との交差点 点イ 基点第1242号から真方位90度見返し線上基点第1242号から50メートルの点 点ウ 基点第1242号から真方位180度見返し線上基点第1242号から100メートルの点 点エ 基点第1246号から倉敷市イザロ遺地島西端見返し延長線と、基点第1244号から倉敷市小杓島頂見返し線との交差点 点オ 基点第1449号から真方位23度見返し線と、倉敷市児島塩生富島北端南側防波堤基部と延長線との交差点 点カ 基点第1449号から真方位23度見返し線と、倉敷市児島塩生瀬戸増頭(株)池先棧橋南端から浪口市寄島町青佐島東端見返し線との交差点 点キ 点アから浪口市寄島町電王山山頂見返し線と倉敷市児島塩生瀬戸増頭(株)池先棧橋南端から浪口市寄島町青佐島東端見返し線との交差点 点ク 基点第1246号から倉敷市イザロ遺地島西端見返し線と点アから浪口市寄島町電王山山頂見返し線との交差点 点ケ 点オから基点1244号見返し線上、点オから1400メートルの点 点コ 点オから基点1244号見返し線上、点オから1130メートルの点 点サ 点オから真方位23度見返し線上、点オから1410メートルの点 点シ 点オから真方位23度見返し線上、点オから1760メートルの点	第二種共同漁業	堤網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	(1)まきえ釣漁業の禁止100メートル以内で捕獲してはならない (2)魚類を破壊して(持ち)捕獲してはならない
同共第127号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市下津井地先	基点第1235号及び基点第1236号を結んだ直線と下津井港防波堤とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1235号 倉敷市下津井下津井港防波堤東端に設置した標識 基点第1236号 倉敷市下津井下津井港防波堤西端台	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	(1)一文字防波堤(給ちもも)は、港湾構造物であるのでこれを破壊してはならない (2)維持管理のための工事は、これを承認しなければならぬ
同共第128号	黒崎連島漁業協同組合	倉敷市連島町西之浜、鶴新田地先	基点第1303号、点ウ、イ、ア及び基点第1306号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1303号 倉敷市連島町鶴新田大んご石地蔵 基点第1304号 倉敷市連島町鶴新田水島大下流築堤から388メートルの点 基点第1305号 倉敷市連島町西之浜旧堤下流築堤から360メートルの点 基点第1306号 倉敷市連島町西之浜消しえん堤下流築堤に設置した標識 基点第1402号 倉敷市玉島乙島(株)つらし南東国土地交通省の設置した標識 点ア 基点第1305号から基点第1306号と、基点第1306号から倉敷市連島町西之浜消しえん堤下流築堤見返し線との交差点 点イ 基点第1402号から倉敷市連島町西之浜旧築堤見返し線と、基点第1303号から倉敷市玉島上成田露積西詰見返し線との交差点 点ウ 基点第1303号から基点第1402号見返し線と、点アから基点第1304号見返し延長線との交差点	第一種共同漁業	しじみ、はまぐり、あさり、おおのがい、まてがいがい	第1種共同漁業 しじみ、はまぐり、あさり、おおのがい、まてがいがい漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市連島	
同共第129号	黒崎連島漁業協同組合	倉敷市下水島地先	倉敷市下水島の最大高潮時海岸線から150メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	なまこ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市玉島黒崎	
同共第130号	黒崎連島漁業協同組合	倉敷市玉島黒崎地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1)基点第1435号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第1501号の各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1435号 倉敷市玉島黒崎番所南東端に設置した標識 基点第1438号 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻南端に設置した標識 基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識 基点第1440号 倉敷市玉島黒崎山王南東端に設置した標識 基点第1441号 倉敷市玉島黒崎崎南端に設置した標識 基点第1501号 倉敷市浪口市界に設置した標識 点ア 基点第1435号から倉敷市下水島高頂見返し線上基点第1435号から200メートルの点 点イ 基点第1438号から香川県丸亀市手島高頂見返し線上基点第1438号から200メートルの点 点ウ 基点第1439号から香川県丸亀市手島東端見返し線上基点第1439号から400メートルの点 点エ 基点第1440号から香川県丸亀市手島高頂見返し線上基点第1440号から400メートルの点 点オ 基点第1441号から香川県丸亀市手島西端見返し線上基点第1441号から200メートルの点 点カ 基点第1501号から香川県丸亀市手島東端見返し線上基点第1501号から300メートルの点 (2)点キ、ク、ケ及び基点第1439号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識 点キ 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻西側突端に設置した標識 点ク 点キから真方位200度40分見返し線上点キから198メートルの点 点ケ 基点第1439号から真方位158度10分見返し線上基点第1439号から301メートルの点	第一種共同漁業	なまこ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市玉島黒崎	
同共第131号	黒崎連島漁業協同組合	倉敷市玉島黒崎地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1)基点第1434号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第1501号の各点を順次結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1434号 倉敷市玉島黒崎矢崎南東端に設置した標識 基点第1435号 倉敷市玉島黒崎番所南東端に設置した標識 基点第1438号 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻南端に設置した標識 基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識 基点第1440号 倉敷市玉島黒崎山王南東端に設置した標識 基点第1441号 倉敷市玉島黒崎崎南端に設置した標識 基点第1501号 倉敷市浪口市界に設置した標識 点ア 基点第1434号から倉敷市下水島高頂見返し線上基点第1434号から200メートルの点 点イ 基点第1435号から倉敷市下水島高頂見返し線上基点第1435号から200メートルの点 点ウ 基点第1438号から香川県丸亀市手島高頂見返し線上基点第1438号から200メートルの点 点エ 基点第1439号から香川県丸亀市手島東端見返し線上基点第1439号から400メートルの点 点オ 基点第1440号から香川県丸亀市手島高頂見返し線上基点第1440号から400メートルの点 点カ 基点第1441号から香川県丸亀市手島西端見返し線上基点第1441号から200メートルの点 点キ 基点第1501号から香川県丸亀市手島東端見返し線上基点第1501号から300メートルの点 (2)点ク、ケ、コ及び基点第1439号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識 点ク 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻西側突端に設置した標識 点ケ 点クから真方位200度40分見返し線上点クから198メートルの点 点コ 基点第1439号から真方位158度10分見返し線上基点第1439号から301メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市玉島黒崎	
同共第132号	黒崎連島漁業協同組合 寄島町漁業協同組合	倉敷市下水島地先	点ア、イ、基点1449、点ウ及び点アの各点を順次結んだ3直線によって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線によって囲まれた陸地を除く。 点の位置 基点第1401号 倉敷市玉島乙島高梁川堤流堤突端灯台 基点第1441号 倉敷市玉島黒崎崎南端に設置した標識 基点第1449号 倉敷市大柄杓島頂に設置した標識 点ア 浪口市寄島町青佐島東端から倉敷市児島塩生瀬戸増頭(株)池先棧橋南端見返し線と、基点第1401号から香川県丸亀市手島高越北西端見返し線との交差点 点イ 浪口市寄島町青佐島東端から倉敷市児島塩生瀬戸増頭(株)池先棧橋南端見返し線と、基点第1449号から真方位23度の見返し線との交差点 点ウ 基点第1449号から基点第1441号見返し線と、基点第1401号から香川県丸亀市手島高越北西端見返し線との交差点	第二種共同漁業	堤網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市玉島黒崎及び浪口市寄島町	

同共第133号	嵐崎湾漁業協同組合 寄島町漁業協同組合	倉敷市玉島嵐崎、流口市寄島町地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除く区域。 (1) 基点第1435号、点ア、イ、ウ及び基点第1601号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1435号 倉敷市玉島嵐崎番所南東端に設置した標識 基点第1509号 流口市寄島町三部島南端に設置した標識 基点第1601号 笠岡市・流口市界の標識 点ア 基点第1435号から香川県丸亀市手島半島北東端見通し線上基点第1435号から200メートルの点 点イ 基点第1509号から香川県丸亀市手島半島北東端見通し線上基点第1509号から100メートルの点 点ウ 基点第1601号から笠岡市大島西端見通し線上基点第1601号から300メートルの点 (2) 点エ、オ、カ及び基点第1439号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1439号 倉敷市玉島嵐崎妙見川左岸側に設置した標識 点エ 倉敷市玉島嵐崎浦田西側堤防に設置した標識 点オ 点ウから真方位200度40分見通し線上点ウから198メートルの点 点カ 基点第1439号から真方位158度10分見通し線上基点第1439号から301メートルの点	第二種共同漁業	堤綱	第2種共同漁業 堤綱漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市玉島嵐崎、流口市寄島町	
同共第134号	寄島町漁業協同組合	倉敷市玉島乙島地先	基点第1403号、点ア、イ、ウ及び基点第1402号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1303号 倉敷市連島町鶴新田だんざ石地蔵 基点第1304号 倉敷市連島町鶴新田出水島大橋下流南東端から388メートルの点 基点第1305号 倉敷市連島町西之浦旧堤防下流南西端から300メートルの点 基点第1402号 倉敷市玉島乙島(株)ワレ南東国土交通省の設置した標識 基点第1403号 倉敷市玉島上成瀬止えん堤下流端西側に設置した標識 点ア 基点第1305号から点イ・見通し線と、基点第1403号から倉敷市連島町西之浦瀬止堤東詰見通し線との交差点 点イ 基点第1303号から倉敷市玉島上成田霞橋下流西詰見通し線と、基点第1402号から倉敷市連島町西之浦旧霞橋下流東詰見通し線との交差点 点ウ 基点第1402号から基点第1303号見通し線と、点イから基点第1304号見通し延長線との交差点	第一種共同漁業	しじみ、はまぐり、あさり、おおのがい、まてがい	第1種共同漁業 しじみ、はまぐり、あさり、おおのがい、まてがい漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	倉敷市玉島乙島	
同共第135号	寄島町漁業協同組合	流口市寄島町寄島西地先	基点第1533号、第1534号、第1536号及び基点第1535号の各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1533号 流口市寄島町寄島千拓西堤防地先人工干潟岸東基部 基点第1534号 流口市寄島町寄島千拓西堤防地先人工干潟岸西基部 基点第1535号 流口市寄島町寄島千拓西堤防地先人工干潟岸東端 基点第1536号 流口市寄島町寄島千拓西堤防地先人工干潟岸南西端	第一種共同漁業	あさり	第1種共同漁業種 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	流口市寄島町	
同共第136号	寄島町漁業協同組合	流口市寄島町青佐、寄島地先	基点第1508号、点ア、基点第1509号、点イ及び基点第1601号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1508号 流口市寄島町寄島東端に設置した標識 基点第1509号 流口市寄島町三部島南端に設置した標識 基点第1601号 笠岡市・流口市界の標識 点ア 基点第1508号から香川県丸亀市手島高頂(217m)見通し線上基点第1508号から150メートルの点 点イ 基点第1601号から笠岡市真鍋島大島西端見通し線上基点第1601号から400メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	流口市寄島町	
同共第137号	寄島町漁業協同組合	流口市寄島町寄島東地先	基点第1506号、点ア、イ、ウ及び基点第1508号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1501号 倉敷市・流口市界に設置した標識 基点第1503号 流口市寄島町13003の38番地(寄島町漁協事務所)地先北東角護岸に設置した標識 基点第1505号 流口市寄島町三部港内防波堤基部に設置した標識 基点第1506号 基点第1505号から寄島千拓堤防上北へ100メートルの地点に設置した標識 基点第1507号 基点第1505号から寄島千拓堤防上北へ200メートルの地点に設置した標識 基点第1508号 流口市寄島町寄島東端に設置した標識 点ア 基点第1503号と基点第1508号を結んだ線と、基点第1507号から倉敷市玉島嵐崎帆崎南東端見通し線との交差点 点イ 基点第1508号から基点第1501号見通し線上基点第1508号から400メートルの点 点ウ 基点第1508号から倉敷市下水島南端見通し線上基点第1508号から200メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	流口市寄島町	
同共第138号	寄島町漁業協同組合	流口市寄島町安倉地先	基点第1515号、点ア、イ及び基点第1601号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1501号 倉敷市・流口市界に設置した標識 基点第1505号 流口市寄島町三部港内防波堤基部に設置した標識 基点第1507号 基点第1505号から寄島千拓堤防上北へ200メートルの地点に設置した標識 基点第1515号 流口市寄島町寄島港西防波堤安倉に設置した標識 基点第1516号 倉敷市玉島嵐崎帆崎南東端に設置した標識 点ア 流口市寄島町地先山木の堤防延長線と、基点第1507号から基点第1516号見通し線との交差点 点イ 基点第1501号から香川県丸亀市手島高頂見通し線と、基点第1507号から基点第1516号見通し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	流口市寄島町	
同共第139号	寄島町漁業協同組合	流口市寄島町三部島(三ツ山)地先	点アを中心に半径100メートルの円に囲まれた区域 点の位置 点ア 流口市寄島町三部島(三ツ山)南端から真方位210度見通し線上600メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	流口市寄島町	
同共第140号	大島美の浜漁業協同組合	笠岡市大島中地先	基点第1601号、点ア、イ、ウ及び基点第1606号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1601号 笠岡市・流口市界の標識 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識 基点第1720号 笠岡市神島外浦南東端東側に設置した標識 点ア 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神岬見通し線上基点第1601号から300メートルの点 点イ 基点第1606号から笠岡市白石島東端見通し線上基点第1606号から300メートルの点 点ウ 基点第1606号から基点第1720号見通し線上基点第1606号から325メートルの点	第一種共同漁業	かき、おおのがい、わかめ	第1種共同漁業 わかめ漁業 2月16日から9月30日まで かき、おおのがい漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市大島中、西大島、西大島新田	
同共第141号	大島美の浜漁業協同組合	笠岡市西大島、西大島新田地先	基点第1606号、点ア、イ、基点第1609号及び基点第1611号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識 基点第1607号 笠岡市西大島黒松の現地先南東岸に設置した標識 基点第1609号 笠岡市西大島黒目船溜り南西旧物置場のえびす様 基点第1611号 笠岡市入江今立川入江橋中央横断南端(旧渡口・小田郡界) 基点第1720号 笠岡市神島外浦南東端東側に設置した標識 点ア 点ア 基点第1606号から基点第1720号見通し線上基点第1606号から325メートルの点 点イ 基点第1607号から基点第1720号見通し線上基点第1607号から350メートルの点	第一種共同漁業	おおのがい、わかめ	第1種共同漁業 わかめ漁業 2月16日から9月30日まで おおのがい漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市大島中、西大島、西大島新田	
同共第142号	大島美の浜漁業協同組合	笠岡市大島中大ノ浜地先	基点第1605号、点ア及び基点第1602号の各点を順次結んだ2直線と笠岡市大島中正磯漁港東防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1602号 笠岡市大島中正磯漁港東防波堤南端に設置した標識 基点第1605号 笠岡市大島中浜谷に設置した標識 点ア 基点第1605号から笠岡市真鍋島西端見通し線上基点第1605号から50メートルの点	第一種共同漁業	あさり	第1種共同漁業 あさり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市大島中、西大島、西大島新田	
同共第143号	大島美の浜漁業協同組合	笠岡市大島中、西大島地先	基点第1603号、点ア、イ、ウ及び基点第1622号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1603号 笠岡市大島中正磯長そわいに設置した標識 基点第1604号 笠岡市大島中磯場の鼻に設置した標識 基点第1622号 笠岡市大島中正浜の鼻に設置した標識 点ア 基点第1603号から笠岡市真鍋島西端見通し線上基点第1603号から50メートルの点 点イ 基点第1604号から笠岡市北木島市越島東端見通し線上基点第1604号から50メートルの点 点ウ 基点第1622号から笠岡市北木島市越島東端見通し線上基点第1622号から50メートルの点	第一種共同漁業	あさり	第1種共同漁業 あさり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市大島中、西大島、西大島新田	
同共第144号	大島美の浜漁業協同組合	笠岡市西大島島ノ江地先	基点第1608号、点ア及び基点第1609号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1608号 笠岡市西大島7531の1番地先南東護岸(先開投の位置)に設置した標識 基点第1609号 笠岡市西大島黒目船溜り南西旧物置場のえびす様 基点第1715号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤南側に設置した標識 点ア 基点第1608号から基点第1715号見通し線上基点第1608号から100メートルの点	第一種共同漁業	あさり	第1種共同漁業 あさり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市大島中、西大島、西大島新田	

同共第145号	大島美の浜漁業協同組合	笠岡市大島中、西大島地先	基点第1601号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第1608号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1601号 笠岡市・淡口市界の標識 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識 基点第1607号 笠岡市西大島嶺の南地先岸道崖線に設置した標識 基点第1608号 笠岡市西大島7531の1番地先岸道崖線(元階段の位置)に設置した標識 基点第1712号 笠岡市神島神島八十八ヶ所第8番龍谷寺標石 基点第1720号 笠岡市神島外浦海岸東端に設置した標識 点ア 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線上基点第1601号から300メートルの点 点ウ 基点第1606号から笠岡市白石島東端見通し線上基点第1606号から300メートルの点 点ウ 基点第1607号から基点第1720号見通し線上基点第1607号から300メートルの点 点エ 基点第1608号から基点第1712号見通し線上基点第1608号から250メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市大島中、西大島、西大島新田	
同共第146号	大島美の浜漁業協同組合	笠岡市入江地先	基点第1611号、点ア及び基点第1613号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1610号 笠岡市西大島旧金崎橋南詰西端 基点第1611号 笠岡市入江今立川入江橋中央橋脚南端(旧淡口・小田郡界) 基点第1613号 笠岡市横島大洲城南東端に設置した標識 点ア 基点第1611号から笠岡市北木島市越高頂見通し線と、基点第1613号から基点第1610号を結ぶ線との交差点	第一種共同漁業	あさり、おびのがけ、わかめ	第1種共同漁業 わかめ漁業 2月16日から9月30日まで あさり、おびのがけ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市神島、横島、入江、美の浜、旧笠岡町	
同共第147号	大島美の浜漁業協同組合	笠岡市神島瀬戸、天神地先	基点第1701号、基点第1703号、基点1718号、基点1705号及び基点第1707号の各点を順次結んだ4直線並びに基点第1708号、点ア及び基点第1711号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1609号 笠岡市西大島島目船溜り南西旧物置場のえびす様 基点第1701号 笠岡市神島渡船場スベリ東基部に設置した標識 基点第1703号 笠岡市神島弁天頂上に設置した標識 基点第1705号 笠岡市神島天神岡地北側に設置した標識 基点第1707号 笠岡市神島子殿州北西端に設置した標識 基点第1708号 笠岡市神島子殿州東端に設置した標識 基点第1711号 笠岡市横島535(番地)東岸端南段 基点第1718号 笠岡市横江漁港(神島地区)南防波堤東端南に設置した標識 点ア 基点第1711号から基点第1609号見通し線上基点第1711号から90メートルの点	第一種共同漁業	あさり、おびのがけ、わかめ	第1種共同漁業 わかめ漁業 2月16日から9月30日まで あさり、おびのがけ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市神島、横島、入江、美の浜、旧笠岡町	
同共第148号	大島美の浜漁業協同組合	笠岡市神島御崎地先	基点第1730号、点ア、イ及び基点第1731号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識 基点第1731号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識 点ア 基点第1730号から笠岡市神島西端見通し線上基点第1730号から100メートルの点 点イ 基点第1731号から真方位180度見通し線上基点第1731号から100メートルの点	第一種共同漁業	わかめ	第1種共同漁業 わかめ漁業 2月16日から9月30日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市神島、横島、入江、美の浜、旧笠岡町	
同共第149号	大島美の浜漁業協同組合	笠岡市神島古江地先	基点第1712号、点ア、イ及び基点第1715号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識 基点第1712号 笠岡市神島神島八十八ヶ所第8番龍谷寺標石 基点第1715号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦岸防波堤階段に設置した標識 点ア 基点第1712号から基点第1606号見通し線上基点第1712号から300メートルの点 点イ 基点第1715号から基点第1606号見通し線上基点第1715号から500メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市神島、横島、入江、美の浜、旧笠岡町	
同共第150号	大島美の浜漁業協同組合	笠岡市神島御崎地先	基点第1730号、点ア、イ及び基点第1731号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識 基点第1731号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識 点ア 基点第1730号から笠岡市神島西端見通し線上基点第1730号から100メートルの点 点イ 基点第1731号から真方位180度見通し線上基点第1731号から100メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市神島、横島、入江、美の浜、旧笠岡町	
同共第151号	笠岡市漁業協同組合 大島美の浜漁業協同組合	笠岡市大島中地先	基点第1601号、点ア、イ及び基点第1609号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1601号 笠岡市・淡口市界の標識 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識 基点第1609号 笠岡市西大島島目船溜り南西旧物置場のえびす様 点ア 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線上基点第1601号から300メートルの点 点イ 基点第1606号から笠岡市神島渡船場東端見通し線上基点第1606号から300メートルの点	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市	
同共第152号	笠岡市漁業協同組合 大島美の浜漁業協同組合	笠岡市神島外浦、高島地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1) 基点第1616号及び基点第1701号を結んだ直線、基点第1611号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第1731号を順次結んだ8直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識 基点第1611号 笠岡市入江今立川入江橋中央橋脚南端(旧淡口・小田郡界) 基点第1616号 笠岡市横島渡船場スベリ東基部に設置した標識 基点第1650号 笠岡市笠岡平沼橋東端に設置した標識 基点第1701号 笠岡市神島渡船場スベリ西基部に設置した標識 基点第1720号 笠岡市神島外浦オノミ南端(通称ソノク木)に設置した標識 基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識 基点第1731号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識 基点第1768号 笠岡市高島南東端ハベの木鼻に設置した標識 基点第1774号 笠岡市小島島東端中鼻(トフ鼻)に設置した標識 基点第1804号 笠岡市白石島竹切鼻東谷ノ鼻に設置した標識 基点第1826号 笠岡市梶子島北西端に設置した標識 点ア 基点第1606号から笠岡市コゴテ島東岸端見通し線と、基点第1611号から笠岡市北木島市越高頂見通し線との交差点 点イ 基点第1768号から基点第1804号見通し線と、基点第1606号から笠岡市コゴテ島東岸端見通し線との交差点 点ウ 基点第1774号から笠岡市コゴテ島頂見通し線上基点1774号から100メートルの点 点エ 基点第1770号から福山市走島町長瀬北西端見通し線と、基点第1826号から福山市真島町霞ヶ東西端見通し線との交差点 点オ 基点第1729号から福山市芦田川右岸竹ヶ嶋南端見通し線と、基点第1730号と点エを結んだ線との交差点 点カ 基点第1729号から福山市芦田川右岸竹ヶ嶋南端見通し線と、基点第1650号から笠岡市大島島西端見通し線との交差点 点キ 基点第1731号から福山市真島町長瀬ノ鼻見通し線と、基点第1650号から笠岡市大島島西端見通し線との交差点 (2) 基点第1768号と点ウ並びに点ケ、コ及び基点第1770号を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1768号 笠岡市高島南東端ハベの木鼻に設置した標識 基点第1770号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識 点ケ 笠岡市小島島東端に設置した標識 点コ 笠岡市小島島南端に設置した標識 点ウ 基点第1770号から笠岡市白石島小山見通し線と、点ケから真方位257度見通し線との交差点	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市	
同共第153号	笠岡市漁業協同組合 大島美の浜漁業協同組合	笠岡市神島地先	点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識 基点第1867号 笠岡市北木島南端山鼻に設置した標識 基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻燈塔 基点第1925号 笠岡市大島笠松鼻突端に設置した標識 点ア 基点第1867号から笠岡市大島東端見通し線と、基点第1905号から福山市走島町神島南端見通し線との交差点 点イ 基点第1867号から笠岡市大島東端見通し線と、基点第1905号から福山市宇治島南端見通し線との交差点 点ウ 基点第1905号から福山市宇治島南端見通し線と、基点第1925号から福山市走島町神島南端見通し線との交差点 点エ 基点第1811号から福山市宇治島南端見通し線と、基点第1925号から福山市走島町神島南端見通し線との交差点 点オ 基点第1811号から福山市宇治島南端見通し線と、基点第1905号から福山市走島町神島南端見通し線との交差点	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市	

同共第154号	笠岡市漁業協同組合 大島美の浜漁業協同組合	笠岡市白石島地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1)点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1768号 笠岡市高島南東端ハベの木鼻に設置した標識 基点第1770号 笠岡市高島南西端と太郎鼻に設置した標識 基点第1774号 笠岡市小高島南中島(カフツ岩)に設置した標識 基点第1804号 笠岡市白石島北切鼻東台ノ鼻に設置した標識 基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識 基点第1811号 笠岡市白石島南端、石に設置した標識 基点第1825号 笠岡市梶子島南西端に設置した標識 基点第1826号 笠岡市梶子島北西端に設置した標識 基点第1856号 笠岡市北島金品島漁港内4号水門東端に設置した標識 点ア 基点第1770号から福山市加治屋島北西端見通し線と、基点第1826号から福山市筑島町富ヶ島南端見通し線との交差点 点イ 基点第1825号から笠岡市大飛島西端見通し線と、基点第1811号から福山市鞆町神島北西端見通し線との交差点 点ウ 基点第1811号から笠岡市横辺島西端見通し線と基点第1811号から200メートルの点 点エ 基点第1808号から基点第1808号見通し線と基点第1808号から250メートルの点 点オ 基点第1804号から丸亀市広島町小手島北端見通し線と、点オから淡口市寄島町青佐鼻見通し線との交差点 点カ 基点第1768号から基点第1804号見通し線と、点カから淡口市寄島町寄島南端見通し線との交差点 点ク 基点第1774号から笠岡市コゴチ島頂見通し線と基点第1774号から100メートルの点 (2)基点第1806号及び基点第1837号、基点第1817号及び点クをそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1806号 笠岡市白石島影平コソゾウ突端に設置した標識 基点第1817号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識 基点第1837号 笠岡市弁天島北端に設置した標識 点ク 笠岡市弁天島島頂	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市	
同共第155号	笠岡市漁業協同組合 大島美の浜漁業協同組合	笠岡市北木島町北地先	基点第1860号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第1867号の各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1808号 笠岡市白石島南東宮ノ鼻南端に設置した標識 基点第1811号 笠岡市白石島南端、石に設置した標識 基点第1822号 笠岡市横辺島東端に設置した標識 基点第1855号 笠岡市北木島鰐石鼻突端に設置した標識 基点第1856号 笠岡市北木島金品島漁港内4号水門東端に設置した標識 基点第1860号 笠岡市北木島金品島漁港内4号水門東端に設置した標識 基点第1867号 笠岡市北木島西端花山鼻に設置した標識 基点第1869号 笠岡市北木島矢倉の鼻大岩北端に設置した標識 点ア 基点第1860号から淡口市寄島町寄島南端見通し線と基点第1860号から300メートルの点 点イ 基点第1869号から笠岡市白石島北切鼻東台ノ鼻見通し線と、基点第1855号から淡口市寄島町青佐鼻見通し線との交差点 点ウ 基点第1808号から基点第1856号見通し線と基点第1808号から250メートルの点 点エ 基点第1811号から笠岡市横辺島南端見通し線と基点第1811号から200メートルの点 点オ 基点第1811号から福山市神島南端見通し線と、基点第1825号から笠岡市横辺島南端見通し線との交差点 点カ 基点第1867号から笠岡市横辺島東端見通し線と基点第1867号から800メートルの点	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市	
同共第156号	笠岡市漁業協同組合 大島美の浜漁業協同組合	笠岡市北木島町南地先	基点第1852号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第1865号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1852号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識 基点第1853号 笠岡市北木島野島鼻突端に設置した標識 基点第1854号 笠岡市北木島大字根鼻突端に設置した標識 基点第1855号 笠岡市北木島根鼻突端に設置した標識 点ア 基点第1852号から笠岡市真鍋島八幡鼻突端見通し線と基点第1852号から350メートルの点 点イ 基点第1853号から笠岡市真鍋島天神鼻突端見通し線と基点第1853号から300メートルの点 点ウ 基点第1854号から笠岡市真鍋島南端見通し線と基点第1854号から300メートルの点 点エ 基点第1865号から笠岡市小飛島北端見通し線と基点第1865号から300メートルの点 点オ 基点第1865号から笠岡市小飛島北端見通し線と基点第1865号から300メートルの点	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市	
同共第157号	笠岡市漁業協同組合 大島美の浜漁業協同組合	笠岡市真鍋島地先	点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。 点の位置 基点第1854号 笠岡市北木島大字根鼻突端に設置した標識 基点第1921号 笠岡市茂床島南端に設置した標識 点ア 基点第1854号から笠岡市六島東端見通し線と、笠岡市小飛島北端から丸亀市広島町小手島西端見通し線との交差点 点イ 基点第1854号から笠岡市六島東端見通し線と、笠岡市小飛島北端から香川県仲多度郡多度津町佐柳島南端見通し線との交差点 点ウ 笠岡市ハブ島南端から丸亀市広島町小手島南端見通し線と、笠岡市小飛島北端から香川県仲多度郡多度津町佐柳島南端見通し線との交差点 点エ 基点第1921号から三豊市院間町栗島西端見通し線と、笠岡市ハブ島南端から丸亀市広島町小手島西端見通し線との交差点 点オ 基点第1921号から三豊市院間町栗島西端見通し線と、笠岡市小飛島北端から丸亀市広島町小手島西端見通し線との交差点	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市	
同共第158号	笠岡市漁業協同組合 大島美の浜漁業協同組合	笠岡市大島及び茂床島地先	点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻燈塔 基点第1911号 笠岡市真鍋島北浜鼻突端に設置した標識 基点第1917号 笠岡市大島白石に設置した標識 基点第1919号 笠岡市大島北東端に設置した標識 基点第1920号 笠岡市大島北西端に設置した標識 基点第1921号 笠岡市茂床島南端に設置した標識 基点第1922号 笠岡市茂床島東端に設置した標識 点ア 基点第1920号から笠岡市北木島市越北東端見通し線と基点第1920号から500メートルの点 点イ 基点第1917号から基点第1905号見通し線と基点第1917号から500メートルの点 点ウ 基点第1921号から基点第1911号見通し線と基点第1921号から400メートルの点 点エ 基点第1922号から丸亀市広島町小手島北端見通し線と基点第1922号から400メートルの点 点オ 基点第1919号から丸亀市広島町手島高ノ越見通し線と基点第1919号から500メートルの点	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市	
同共第159号	笠岡市漁業協同組合 大島美の浜漁業協同組合	笠岡市ハブ島地先	基点第1924号を中心にして半径500メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1924号 笠岡市ハブ島島頂に設置した標識	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市	
同共第160号	笠岡市漁業協同組合 大島美の浜漁業協同組合	笠岡市六島地先	点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1925号 笠岡市六島安松鼻突端に設置した標識 基点第1926号 笠岡市六島大島鼻突端に設置した標識 基点第1927号 笠岡市六島小穴鼻突端に設置した標識 基点第1929号 笠岡市六島富山鼻南端に設置した標識 基点第1930号 笠岡市六島岸ササ突端に設置した標識 点ア 基点第1925号から笠岡市川島南端見通し線と基点第1925号から400メートルの点 点イ 基点第1926号から香川県仲多度郡多度津町二面島北端見通し線と基点第1926号から500メートルの点 点ウ 基点第1927号から香川県三豊市院間町三崎見通し線と基点第1927号から500メートルの点 点エ 基点第1929号から香川県三豊市院間町三崎見通し線と基点第1929号から1000メートルの点 点オ 基点第1930号から福山市宇治島南端見通し線と基点第1930号から1000メートルの点 点カ 基点第1930号から笠岡市ハブ島東端見通し線と基点第1930号から400メートルの点	第二種共同漁業	建網	第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市	

同共第161号	空田市漁業協同組合	空門市神島外浦、高島地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1) 基点第1720号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点第1778号、点ス及び基点第1730号の各点を順次結んだ15直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。 点の位置 基点第1606号 空門市西大島崖に設置した標識 基点第1720号 空門市神島外浦崖落鼻東端に設置した標識 基点第1721号 空門市神島外浦崖落鼻南端に設置した標識 基点第1723号 空門市神島外浦同島(神島ハットル)所第22番礼所)に設置した標識 基点第1724号 空門市神島外浦神島外港西防波堤灯台 基点第1728号 空門市神島外浦三頭に設置した標識 基点第1730号 空門市神島西側、神島・神島外浦所に設置した標識 基点第1756号 空門市稲積島北端に設置した標識 基点第1766号 空門市高島仏崎北端に設置した標識 基点第1768号 空門市高島南東端バへの木鼻に設置した標識 基点第1770号 空門市高島南西端与太郎鼻に設置した標識 基点第1774号 空門市小高島南中鼻(トウ岩)に設置した標識 基点第1778号 空門市高島南西百間ソフィア灯 基点第1803号 空門市白石山社切鼻東北端に設置した標識 点ア 基点第1720号から基点第1606号見通し線上基点第1720号から500メートルの点 点イ 基点第1720号から香川県北牟婁半島基平島見通し線上基点第1720号から500メートルの点 点ウ 基点第1720号から空門市北牟婁半島基平島見通し線上基点第1720号から500メートルの点 点エ 基点第1721号から空門市白石島東端見通し線上基点第1721号から500メートルの点 点オ 基点第1723号から基点第1803号見通し線上基点第1723号から500メートルの点 点カ 基点第1724号から基点第1766号見通し線上基点第1724号から500メートルの点 点キ 基点第1724号から基点第1766号見通し線と、基点第1728号から空門市差出島北端見通し延長線との交差点 点ク 基点第1723号から基点第1803号見通し線と、基点第1728号から空門市差出島北端見通し延長線との交差点 点ケ 基点第1720号から空門市白石島高頂(171メートル)見通し線と、基点第1723号から基点第1803号見通し線との交差点 点コ 基点第1720号から空門市白石島高頂(171メートル)見通し線と、基点第1768号から基点第1803号見通し線との交差点 点サ 基点第1774号から空門市コゴチ島島頂見通し線上基点第1774号から100メートルの点 点シ 基点第1756号から基点第1778号見通し延長線と、点サから広島県福山市仙酔島北端見通し線との交差点 点ス 基点第1730号から空門市梶子島島頂見通し線上基点第1730号から500メートルの点 (2) 基点第1768号、点A、B、C及び基点第1770号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1768号 空門市高島南東端バへの木鼻に設置した標識 基点第1770号 空門市高島南西端与太郎鼻に設置した標識 点A 空門市小高島東端に設置した標識 点B 空門市小高島西端に設置した標識 点C 基点第1770号から空門市白石島小山見通し線と、点Bから真方位257度の方位線との交差点	第一種共同漁業	なまこ、わかめ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から3月31日まで わかめ漁業 2月16日から9月30日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	空門市神島外浦、高島、飛鳥	
同共第162号	空門市漁業協同組合	空門市飛鳥地先	点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ5直線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1811号 空門市白石島南端乳石に設置した標識 基点第1867号 空門市北牟婁半島花畑山鼻に設置した標識 基点第1905号 空門市高島南東端文神島灯 基点第1925号 空門市六島笠松鼻突端に設置した標識 基点第1926号 空門市六島大島鼻突端に設置した標識 点ア 基点第1867号から基点第1925号見通し線と、基点第1905号から広島県福山市走島町特島南端見通し線との交差点 点イ 基点第1867号から基点第1926号見通し線と、基点第1905号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し線との交差点 点ウ 基点第1905号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し線と、基点第1925号から広島県福山市走島町特島南西端見通し線との交差点 点エ 基点第1811号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し線と、基点第1925号から広島県福山市走島町特島南西端見通し線との交差点 点オ 基点第1811号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し線と、基点第1905号から広島県福山市走島町宇治島南端見通し線との交差点	第一種共同漁業	なまこ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から3月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	空門市神島外浦、高島、飛鳥	
同共第163号	空門市漁業協同組合	空門市神島東地先	基点第1715号及び点アを結んだ直線、基点第1720号及び点イを結んだ直線及び基点第1715号と基点第1720号の間における最大高潮時海岸線から突出し100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1806号 空門市西大島崖に設置した標識 基点第1715号 空門市神島西側、神島・神島外浦所防波堤階段に設置した標識 基点第1720号 空門市神島外浦崖落鼻東端に設置した標識 点ア 基点第1715号から基点第1806号見通し線上 基点第1715号から100メートルの点 点イ 基点第1720号から基点第1806号見通し線上基点第1720号から100メートルの点	第一種共同漁業	あさり	第1種共同漁業 あさり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	空門市神島外浦、高島、飛鳥	
同共第164号	空門市漁業協同組合	空門市高島高須、王治地先	基点第1766号及び点アを結んだ直線、基点第1779号及び点イを結んだ直線及び基点第1766号と基点第1779号の間における最大高潮時海岸線から突出し80メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1760号 空門市ホヤ島北端に設置した標識 基点第1766号 空門市高島仏崎北端に設置した標識 基点第1779号 空門市高島土津北防波堤基脚 点ア 基点第1766号から基点第1760号見通し線上基点第1766号から50メートルの点 点イ 基点第1779号から防波堤上50メートルの点	第一種共同漁業	あさり	第1種共同漁業 あさり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	空門市神島外浦、高島、飛鳥	
同共第165号	空門市漁業協同組合	空門市高島窓石地先	基点第1758号及び基点第1769号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1758号 空門市高島えんろく島北端に設置した標識 基点第1769号 空門市高島窓の鼻北端に設置した標識	第一種共同漁業	あさり	第1種共同漁業 あさり漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	空門市神島外浦、高島、飛鳥	
同共第166号	空門市漁業協同組合	空門市高島地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1) 基点第1755号、オ、カ、キ、ク、ア、イ、ウ、エ及び基点第1756号を順次結んだ9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1720号 空門市神島外浦崖落鼻東端に設置した標識 基点第1724号 空門市神島外浦神島外港西防波堤灯台 基点第1725号 空門市神島外浦外浦大渚(渚岸堤西端)鼻に設置した標識 基点第1727号 空門市神島外浦山内山南端に設置した標識 基点第1742号 空門市差出島北東端に設置した標識 基点第1745号 空門市差出島北西ハット島北西端に設置した標識 基点第1747号 空門市差出島北西ハット島北東端に設置した標識 基点第1756号 空門市稲積島北端に設置した標識 基点第1756号 空門市稲積島南端に設置した標識 基点第1768号 空門市高島南東端バへの木鼻に設置した標識 基点第1772号 空門市高島河口口鼻東(名の鼻大岩)に設置した標識 基点第1774号 空門市小高島南中鼻(トウ岩)に設置した標識 点ア 基点第1720号から空門市白石島高頂(171メートル)見通し線と、点クから空門市白石島東端見通し線との交差点 点イ 基点第1720号から空門市白石島高頂(171メートル)見通し線と、基点第1768号から空門市白石島東端見通し線との交差点 点ウ 基点第1774号から空門市コゴチ島島頂見通し線上基点第1774号から100メートルの点 点エ 基点第1756号から空門市梶子島西端見通し線と、点ウから広島県福山市仙酔島北端見通し線との交差点 点オ 基点第1745号から基点第1745号見通し線上基点第1745号から100メートルの点 点カ 基点第1747号から基点第1727号見通し線上基点第1747号から100メートルの点 点キ 基点第1742号から基点第1724号見通し線上基点第1742号から100メートルの点 点ク 基点第1772号から基点第1720号見通し線上基点第1772号から200メートルの点 (2) 基点第1768号と点Aを結んだ直線並びにB、C及び基点第1770号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1768号 空門市高島南東端バへの木鼻に設置した標識 基点第1770号 空門市高島南西端与太郎鼻に設置した標識 点A 空門市小高島東端に設置した標識 点B 空門市小高島西端に設置した標識 点C 基点第1770号から空門市白石島小山見通し線と、点Bから真方位257度の方位線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	空門市神島外浦、高島、飛鳥	

同共第167号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市飛鳥地先	点ア、イ、ウ、エ、オ及び点ア7号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点の位置 基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識 基点第1867号 笠岡市北木島西端花面山鼻に設置した標識 基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠 基点第1925号 笠岡市六島笠島鼻突端に設置した標識 基点第1926号 笠岡市六島大島鼻突端に設置した標識 点ア 基点第1867号から基点第1926号見返し線と、基点第1905号から広島県福山市走島町神島南端見返し線との交差点 点イ 基点第1867号から基点第1925号見返し線と、基点第1905号から広島県福山市走島町宇治島南端見返し線との交差点 点ウ 基点第1905号から広島県福山市走島町宇治島南東端見返し線と、基点第1925号から広島県福山市走島町神島南西端見返し線との交差点 点エ 基点第1811号から広島県福山市走島町宇治島南端見返し線と、基点第1925号から広島県福山市走島町神島南西端見返し線との交差点 点オ 基点第1811号から広島県福山市走島町宇治島南東端見返し線と、基点第1905号から広島県福山市走島町宇治島南端見返し線との交差点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛鳥	
同共第168号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市神島外浦地先	基点第1715号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第1730号の各点を順次結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識 基点第1715号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設置した標識 基点第1720号 笠岡市神島外浦底泊鼻東端に設置した標識 基点第1721号 笠岡市神島外浦黒岩南端に設置した標識 基点第1723号 笠岡市神島外浦岡崎鼻(神島八十八ヶ所第22番礼所)に設置した標識 基点第1727号 笠岡市神島外浦城山南東端に設置した標識 基点第1728号 笠岡市神島外浦三畑に設置した標識 基点第1729号 笠岡市神島外浦オソノミ南端(通称オソノクボ)に設置した標識 基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦間に設置した標識 基点第1748号 笠岡市明地島北端に設置した標識 基点第1767号 笠岡市高島北東端に設置した標識 基点第1804号 笠岡市北木島布越北東端に設置した標識 点ア 基点第1715号から基点第1606号見返し線上基点第1715号から500メートルの点 点イ 基点第1720号から香川県丸亀市手島笠共南鼻見返し線上基点第1720号から300メートルの点 点ウ 基点第1720号から基点第1860号見返し線上基点第1720号から300メートルの点 点エ 基点第1721号から笠岡市白石島東端見返し線上基点第1721号から200メートルの点 点オ 基点第1723号から笠岡市白石島東端見返し線上基点第1723号から200メートルの点 点カ 基点第1727号から基点第1767号見返し線上基点第1727号から200メートルの点 点キ 基点第1728号から基点第1748号見返し線上基点第1728号から200メートルの点 点ク 基点第1729号から笠岡市稲積島西端見返し線上基点第1729号から200メートルの点 点ケ 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見返し線上基点第1730号から200メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛鳥	
同共第169号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市差出島南地先	点アを中心に半径100メートルの区域 点の位置 基点第1744号 笠岡市差出島南端に設置した標識 基点第1758号 笠岡市高島えんく鼻北端に設置した標識 点ア 基点第1744号から基点第1758号見返し線上基点第1744号から120メートルの点	第三種共同漁業	つばいそ	第3種共同漁業 つばいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛鳥	
同共第170号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市高島北地先	基点第1763号、点ア、イ及び基点第1763号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1721号 笠岡市神島外浦黒岩南端に設置した標識 基点第1743号 笠岡市差出島南端に設置した標識 基点第1744号 笠岡市差出島南端に設置した標識 基点第1758号 笠岡市高島えんく鼻北端に設置した標識 点ア 基点第1763号 笠岡市ホヤ島島頂に設置した標識 点イ 基点第1763号から基点第1744号見返し線と、基点第1758号から基点第1721号見返し線との交差点	第三種共同漁業	つばいそ	第3種共同漁業 つばいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛鳥	
同共第171号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市明地島西地先	点アを中心に半径100メートルの区域 点の位置 基点第1729号 笠岡市神島外浦オソノミ南端(通称オソノクボ)に設置した標識 基点第1753号 笠岡市明地島南西端(シロ石)に設置した標識 点ア 基点第1753号から基点第1729号見返し線上基点第1753号から150メートルの点	第三種共同漁業	つばいそ	第3種共同漁業 つばいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛鳥	
同共第172号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市差出島西地先	点アを中心に半径100メートルの区域 点の位置 基点第1765号 笠岡市稲積島北端に設置した標識 基点第1768号 笠岡市高島えんく鼻北端に設置した標識 点ア 基点第1765号から笠岡市明地島北端見返し線と、基点第1768号から笠岡市明地島東端見返し延長線との交差点	第三種共同漁業	つばいそ	第3種共同漁業 つばいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛鳥	
同共第173号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市高島南西地先	点アを中心に半径100メートルの区域 点の位置 基点第1741号 笠岡市差出島北西端に設置した標識 基点第1755号 笠岡市稲積島北端に設置した標識 点ア 基点第1741号から笠岡市明地島東端見返し延長線と、基点第1755号から笠岡市高島山南西端見返し延長線との交差点	第三種共同漁業	つばいそ	第3種共同漁業 つばいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛鳥	
同共第174号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市白石島地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1)点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点ア7の各点を順次結んだ8直線と直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1765号 笠岡市稲積島北端に設置した標識 基点第1772号 笠岡市高島汐口鼻(台の鼻大岩)に設置した標識 基点第1774号 笠岡市小高島南中鼻(トウ岩)に設置した標識 基点第1781号 笠岡市小高島北端エコノ山鼻に設置した標識 基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識 基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識 基点第1856号 笠岡市北木島釜島港内4号水門東端に設置した標識 基点第1858号 笠岡市北木島釜島突端に設置した標識 点ア 基点第1772号から基点第1858号見返し線と、点クから倉敷市下水島南端見返し線との交差点 点イ 基点第1772号から基点第1858号見返し線と、点ウから淡口市寄島町青佐鼻見返し線との交差点 点ウ 基点第1808号から基点第1808号見返し線上基点第1808号から250メートルの点 点エ 基点第1811号から笠岡市北木島町横辺島島頂見返し線上基点第1811号から200メートルの点 点オ 基点第1811号から広島県福山市神町走島南端見返し線と、基点第1781号から真方位324度見返し線との交差点 点カ 基点第1781号から真方位324度見返し線と、点キから広島県福山市神町走島北方ノ石燈台見返し線との交差点 点キ 基点第1755号から笠岡市高島南西端見返し延長線と、点クから広島県福山市神町仙酔島南端見返し線との交差点 点ク 基点第1774号から笠岡市白石島ゴ子島島頂見返し線上基点第1774号から100メートルの点 (2)基点第1806号及び基点第1837号、点ウ及び基点第1817号を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1806号 笠岡市白石島影平コソノ突端に設置した標識 基点第1817号 笠岡市白石島玉岩に設置した標識 基点第1837号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識 点ケ 笠岡市弁天島島頂	第一種共同漁業	なまこ、うに、わかめ	第1種共同漁業 わかめ漁業 2月16日から9月30日まで なまこ漁業 11月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市白石島	第1種共同漁業

同共第175号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市白石島地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域。 (1)点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1755号 笠岡市稲穂島北端に設置した標識 基点第1772号 笠岡市高島汐口鼻東(台の鼻大岩)に設置した標識 基点第1774号 笠岡市小高島南中鼻(トウツ岩)に設置した標識 基点第1781号 笠岡市小高島北端ノコシノ鼻に設置した標識 基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識 基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識 基点第1856号 笠岡市北木島金風品漁港内4号水門東端に設置した標識 基点第1858号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識 点ア 基点第1772号から基点第1868号見通し線と、点クから笠敷市下水島南端見通し線との交差点 点イ 基点第1772号から基点第1858号見通し線と、点ウから笠口市寄島町青佐鼻見通し線との交差点 点ウ 基点第1808号から基点第1856号見通し線と基点第1808号から250メートルの点 点エ 基点第1811号から笠岡市横辺島島頂見通し線と基点第1811号から200メートルの点 点オ 基点第1811号から広島県福山市駅前走島東南端見通し線と、基点第1781号から真方位324度見通し線との交差点 点カ 基点第1781号から真方位324度見通し線と、点ナから広島県福山市駅前走島北方霞石台見通し線との交差点 点キ 基点第1755号から笠岡市高島南西端見通し延長線と、点クから広島県福山市駅前仙酔島高頂見通し線との交差点 点ク 基点第1774号から笠岡市コゴチ島島頂見通し線と基点第1774号から100メートルの点 (2)基点第1806号及び基点第1837号、点ウ及び基点第1817号を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1806号 笠岡市白石島影平コソフ突端に設置した標識 基点第1817号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識 基点第1837号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識 点ケ 笠岡市弁天島島頂	第二種共同漁業	つば剛	第2種共同漁業 つば剛漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市白石島	
同共第176号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市白石島地先	基点第1806号、点ア、イ、ウ、基点第1804号及び基点第1803号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1801号 笠岡市白石島水堀の浜北モテの南端に設置した標識 基点第1803号 笠岡市白石島仕切鼻東北端に設置した標識 基点第1804号 笠岡市白石島仕切鼻東ノ鼻に設置した標識 基点第1806号 笠岡市白石島影平コソフ突端に設置した標識 基点第1820号 笠岡市白石島沖白石灯台 基点第1827号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識 基点第1831号 笠岡市コゴチ島北端に設置した標識 基点第1837号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識 点ア 基点第1806号から基点第1837号見通し線と、基点第1801号から基点第1820号見通し線との交差点 点イ 基点第1801号から基点第1820号見通し線と、基点第1827号から笠口市寄島町寄島南東端見通し線との交差点 点ウ 基点第1804号から基点第1831号見通し線と、基点第1827号から笠口市寄島町寄島南東端見通し線との交差点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市白石島	
同共第177号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市白石島地先	基点第1837号、点ア、イ、ウ、基点第1817号及び点エの各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1806号 笠岡市白石島影平コソフ突端に設置した標識 基点第1817号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識 基点第1818号 笠岡市白石島通八鼻北端に設置した標識 基点第1820号 笠岡市沖白石灯台 基点第1827号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識 基点第1837号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識 点ア 基点第1818号から基点第1820号見通し線と、基点第1837号から基点第1806号見通し線との交差点 点イ 基点第1820号から基点第1818号見通し線と基点第1820号から50メートルの点 点ウ 基点第1817号から笠岡市百閑ソワイ燈塔見通し線と、基点第1827号から基点第1820号見通し線との交差点 点エ 笠岡市弁天島南端	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市白石島	
同共第178号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市白石島北西地先	基点第1816号、点ア及び基点第1827号の各点を順次結んだ2直線、基点第1828号及び基点1815号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1815号 笠岡市白石島尼木北西端に設置した標識 基点第1816号 笠岡市白石島長山鼻に設置した標識 基点第1827号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識 基点第1828号 笠岡市白石島小山南端に設置した標識 点ア 基点第1816号から笠岡市高島南西端見通し線と、基点第1827号から笠岡市コゴチ島北西端見通し線との交差点	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市白石島	
同共第179号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市沖ノ白石地先	基点第1820号から半径50メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1820号 笠岡市沖白石灯台	第三種共同漁業	つさいそ	第3種共同漁業 つさいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市白石島	
同共第180号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市北木島地先	基点第1858号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第1856号の各点を順次結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識 基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識 基点第1822号 笠岡市梶子崎東端に設置した標識 基点第1852号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識 基点第1853号 笠岡市北木島野島鼻突端に設置した標識 基点第1854号 笠岡市北木島大字屋鼻突端に設置した標識 基点第1856号 笠岡市北木島金風品漁港内4号水門東端に設置した標識 基点第1858号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識 基点第1861号 笠岡市北木島市越南東端ネコ岩に設置した標識 基点第1863号 笠岡市北木島大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識 基点第1931号 笠岡市間島島頂に設置した標識 基点第1931号 笠岡市間島島頂に設置した標識 点ア 基点第1858号から笠口市寄島町寄島東端見通し線と基点第1858号から200メートルの点 点イ 基点第1861号から丸電市広島町手島高の種鼻見通し線と基点第1861号から300メートルの点 点ウ 基点第1853号から笠岡市大島北端見通し線と基点第1853号から300メートルの点 点エ 基点第1852号から笠岡市大島北端見通し線と基点第1852号から300メートルの点 点オ 基点第1853号から笠岡市真鍋丸の鼻見通し線と基点第1853号から600メートルの点 点カ 基点第1854号から笠岡市小島島南端見通し線と基点第1931号から笠岡市梶子崎東端見通し線との交差点 点キ 基点第1811号から福山市寺島島南端見通し線と、基点第1822号から基点第1854号見通し線との交差点 点ク 基点第1811号から笠岡市横辺島島頂見通し線と基点第1811号から200メートルの点 点ケ 基点第1808号から基点1856号見通し線と基点1808号から250メートルの点	第一種共同漁業	なまこ、うに、わかめ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 2月16日から9月30日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市北木島町	

同共第181号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市北木島町地先	点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び点アの各点を順次結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識 基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識 基点第1822号 笠岡市種子島東端に設置した標識 基点第1852号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識 基点第1853号 笠岡市北木島野島鼻突端に設置した標識 基点第1854号 笠岡市北木島大字鼻突端に設置した標識 基点第1856号 笠岡市北木島金風呂港内4号木門東端に設置した標識 基点第1858号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識 基点第1861号 笠岡市北木島千崎東端コ岬に設置した標識 基点第1863号 笠岡市北木島大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識 基点第1873号 笠岡市北木島町字矢倉と字上松原の境界の鼻突端に設置した標識 基点第1931号 笠岡市間島島頂に設置した標識 点ア 基点第1855号から笠岡市寄島町寄島東端見通し線上基点第1858号から400メートルの点 点イ 基点第1861号から丸亀市広島町手島高の陸奥見通し線上基点第1861号から400メートルの点 点ウ 基点第1863号から笠岡市大島北端見通し線上基点第1863号から300メートルの点 点エ 基点第1853号から笠岡市大島北端見通し線上基点第1852号から300メートルの点 点オ 基点第1853号から笠岡市真鍋島丸の鼻見通し線上基点第1853号から600メートルの点 点カ 基点第1854号から笠岡市小島島南端見通し線と、基点第1931号から笠岡市種子島東端見通し線との交差点 点キ 基点第1811号から福山市宇治島東端見通し線と、基点第1822号から基点第1854号見通し線との交差点 点ク 基点第1811号から笠岡市横辺島島頂見通し線上基点第1811号から200メートルの点 点ケ 基点第1808号から基点第1856号見通し線上基点第1808号から250メートルの点 点コ 基点第1873号から笠岡市白石島北切鼻突端見通し線上基点第1873号から400メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市北木島町		
同共第182号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市北木島町金風呂地先	点アを中心にして半径150メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 基点第1855号 笠岡市北木島鶴石鼻突端に設置した標識 点ア 基点第1855号から笠岡市観音島見通し線上基点第1855号から150メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市北木島町		
同共第183号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市北木島町金風呂地先	点アを中心にして半径150メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識 基点第1857号 笠岡市北木島等目鼻突端に設置した標識 点ア 基点第1857号から基点第1808号見通し線上基点第1857号から150メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市北木島町		
同共第184号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市北木島町中山地先	基点第1859号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第1862号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線及び防波堤とによって囲まれた区域。 ただし、最大高潮時海岸線から突出し50メートルの線によって囲まれた区域を除く。 点の位置 基点第1859号 笠岡市北木島矢倉中山北端に設置した標識 基点第1860号 笠岡市北木島越北東端に設置した標識 基点第1861号 笠岡市北木島越南東端コ岬に設置した標識 基点第1862号 笠岡市北木島中山防波堤突端に設置した標識 点ア 基点第1859号から笠岡市西大島東端見通し線上基点第1859号から200メートルの点 点イ 基点第1860号から笠岡市寄島町寄島東端見通し線上基点第1860号から200メートルの点 点ウ 基点第1861号から笠岡市大島北端見通し線上基点第1861号から200メートルの点 点エ 基点第1862号から笠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第1862号から200メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市北木島町		
同共第185号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市北木島町大浦地先	基点第1852号、点ア、イ及び基点第1864号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線及び防波堤とによって囲まれた区域。 ただし、突出し50メートルによって囲まれた区域を除く。 点の位置 基点第1852号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識 基点第1861号 笠岡市北木島越南東端コ岬に設置した標識 基点第1862号 笠岡市北木島中山防波堤突端に設置した標識 基点第1863号 笠岡市北木島大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識 基点第1864号 笠岡市北木島長場防波堤突端に設置した標識 点ア 基点第1852号から基点第1861号見通し線と、基点第1863号から笠岡市大島北端見通し線との交差点 点イ 基点第1864号から基点第1862号見通し線と、基点第1863号から笠岡市大島北端見通し線との交差点	第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市北木島町		
同共第186号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市真鍋島地先	点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯標 基点第1910号 笠岡市真鍋島大明神鼻に設置した標識 基点第1911号 笠岡市真鍋島去来鼻突端に設置した標識 基点第1914号 笠岡市真鍋島鼻南端に設置した標識 基点第1915号 笠岡市真鍋島丸の鼻北西端に設置した標識 点ア 基点第1905号から笠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第1905号から350メートルの点 点イ 基点第1910号から笠岡市大島南端見通し線上基点第1910号から350メートルの点 点ウ 基点第1910号から笠岡市笠原島南端見通し線上基点第1910号から350メートルの点 点エ 基点第1911号から丸亀市小島北端見通し線上基点第1911号から350メートルの点 点オ 基点第1911号から香川県仲多度郡多度津町佐瀬島南端見通し線上、基点第1911号から350メートルの点 点カ 基点第1914号から香川県三寶郡四万石内田崎島突端見通し線上基点第1914号から350メートルの点 点キ 基点第1915号から笠岡市六島島頂見通し線上基点第1915号から350メートルの点 点ク 基点第1915号から笠岡市間島島頂見通し線上基点第1915号から350メートルの点	第一種共同漁業	なまこ、うに、わかめ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から3月31日まで わかめ漁業 2月16日から9月30日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市真鍋島、六島		
同共第187号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市大島地先	点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯標 基点第1917号 笠岡市大島白石に設置した標識 基点第1918号 笠岡市大島州鼻南端に設置した標識 基点第1919号 笠岡市大島北東端に設置した標識 基点第1923号 笠岡市笠原島北端に設置した標識 点ア 基点第1917号から基点第1905号見通し線上基点第1917号から350メートルの点 点イ 基点第1918号から香川県仲多度郡多度津町佐瀬島北端見通し線上基点第1918号から1000メートルの点 点ウ 基点第1923号から丸亀市小島北端見通し線上基点第1923号から450メートルの点 点エ 基点第1919号から丸亀市広島町小島北端見通し線上基点第1919号から350メートルの点 点オ 基点第1919号から笠岡市高島東端見通し線上基点第1919号から950メートルの点 点カ 基点第1917号から笠岡市北木島小浜の鼻見通し線上基点第1917号から720メートルの点	第一種共同漁業	なまこ、うに、わかめ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から3月31日まで わかめ漁業 2月16日から9月30日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市真鍋島、六島		
同共第188号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市間島地先	基点第1931号を中心にして半径400メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1931号 笠岡市間島島頂に設置した標識	第一種共同漁業	なまこ、うに、わかめ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から3月31日まで わかめ漁業 2月16日から9月30日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市真鍋島、六島		
同共第189号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市ハブ島地先	基点第1924号を中心にして半径400メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1924号 笠岡市ハブ島島頂に設置した標識	第一種共同漁業	なまこ、うに、わかめ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から3月31日まで わかめ漁業 2月16日から9月30日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市真鍋島、六島		

同共第190号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市六島地先	点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1925号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識 基点第1926号 笠岡市六島大島鼻突端に設置した標識 基点第1927号 笠岡市六島小六島突端に設置した標識 基点第1929号 笠岡市六島山崎山鼻端に設置した標識 基点第1930号 笠岡市六島唐サギ突端に設置した標識 点ア 基点第1925号から笠岡市南島東南端見通し線上基点第1925号から350メートルの点 点イ 基点第1926号から香川県三豊市院間町三崎灯台見通し線上基点第1926号から350メートルの点 点ウ 基点第1927号から香川県三豊市院間町三崎灯台見通し線上基点1927号から350メートルの点 点エ 基点第1927号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎突端見通し線上基点1927号から350メートルの点 点オ 基点第1929号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎突端見通し線上基点1929号から350メートルの点 点カ 基点第1929号から福山市平治島南端見通し線上基点第1929号から350メートルの点 点キ 基点第1930号から笠岡市ハブ島北東端見通し線上基点第1930号から350メートルの点	第一種共同漁業	なまこ、うに、わかめ	第1種共同漁業 なまこ漁業 11月1日から3月31日まで わかめ漁業 2月16日から9月30日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市真鍋島、六島	
同共第191号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市真鍋島地先	点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠 基点第1910号 笠岡市真鍋島大明神鼻に設置した標識 基点第1911号 笠岡市真鍋島去来鼻突端に設置した標識 基点第1914号 笠岡市真鍋島尾鼻南端に設置した標識 基点第1915号 笠岡市真鍋島丸の鼻北西端に設置した標識 点ア 基点第1905号から笠岡市北島殿子崎東端見通し線上基点第1905号から350メートルの点 点イ 基点第1910号から笠岡市大島南西端見通し線上基点第1910号から350メートルの点 点ウ 基点第1910号から笠岡市茂床島南東端見通し線上基点1910号から350メートルの点 点エ 基点第1911号から丸亀市小手島北端見通し線上基点1911号から350メートルの点 点オ 基点第1911号から香川県仲多度郡多度津町佐柳島西南端見通し線上基点1911号から350メートルの点 点カ 基点第1914号から香川県三豊市院間町庄内稲崎鼻突端見通し線上基点第1914号から350メートルの点 点キ 基点第1915号から笠岡市大島1915号から350メートルの点 点ク 基点第1915号から笠岡市間島島頂見通し線上基点第1915号から350メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市真鍋島、六島	
同共第192号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市大島地先	点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠 基点第1917号 笠岡市大島白石に設置した標識 基点第1918号 笠岡市大島州鼻南端に設置した標識 基点第1919号 笠岡市大島北東端に設置した標識 基点第1923号 笠岡市茂床島北端に設置した標識 点ア 基点第1917号から基点第1905号見通し線上基点第1917号から350メートルの点 点イ 基点第1918号から香川県多度郡多度津町佐柳島北端見通し線上基点第1918号から1000メートルの点 点ウ 基点第1923号から丸亀市広島町小手島北端見通し線上基点1923号から450メートルの点 点エ 基点第1919号から丸亀市広島町小手島北端見通し線上基点1919号から350メートルの点 点オ 基点第1919号から笠岡市真鍋島東端見通し線上基点1919号から350メートルの点 点カ 基点第1917号から笠岡市北島小浜の鼻見通し線上基点1917号から720メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市真鍋島、六島	
同共第193号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市間島地先	基点第1931号を中心にして半径400メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1931号 笠岡市間島島頂に設置した標識	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市真鍋島、六島	
同共第194号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市ハブ島地先	基点第1924号を中心にして半径400メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1924号 笠岡市ハブ島島頂に設置した標識	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市真鍋島、六島	
同共第195号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市六島地先	点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第1925号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識 基点第1926号 笠岡市六島大島鼻突端に設置した標識 基点第1927号 笠岡市六島小六島突端に設置した標識 基点第1929号 笠岡市六島山崎山鼻端に設置した標識 基点第1930号 笠岡市六島唐サギ突端に設置した標識 点ア 基点第1925号から笠岡市間島東南端見通し線上基点第1925号から350メートルの点 点イ 基点第1926号から香川県仲多度郡多度津町二面島北端見通し線上基点第1926号から350メートルの点 点ウ 基点第1927号から香川県三豊市院間町三崎灯台見通し線上基点第1927号から350メートルの点 点エ 基点第1927号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎突端見通し線上基点1927号から450メートルの点 点オ 基点第1929号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎突端見通し線上基点1929号から450メートルの点 点カ 基点第1929号から福山市平治島南端見通し線上基点1919号から350メートルの点 点キ 基点第1930号から笠岡市ハブ島北東端見通し線上基点1930号から350メートルの点	第二種共同漁業	つば網	第2種共同漁業 つば網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市真鍋島、六島	
同共第196号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市真鍋島本浦地先	基点第1905号、点ア、イ、ウ及び基点第1904号の各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域。 ただし、最大高潮時海岸線沖出し50メートルの線によって囲まれた区域を除く。 点の位置 基点第1784号 笠岡市小飛島南端長崎に設置した標識 基点第1903号 笠岡市真鍋島真鍋島港北東新防波堤基部に設置した標識 基点第1904号 笠岡市真鍋島線取松下の大石に設置した標識 基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠 基点第1949号 笠岡市真鍋島床の鼻に設置した標識 点ア 基点第1784号から笠岡市間島南端見通し延長線と、基点第1905号から笠岡市北島市越東端見通し線との交差点 点イ 基点第1784号から笠岡市間島南端見通し延長線と、基点第1903号から笠岡市北島市越東端見通し線との交差点 点ウ 基点第1904号から基点第1949号見通し線と、基点第1903号から笠岡市北島市越東端見通し線との交差点	第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市真鍋島、六島	
同共第197号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市真鍋島本浦地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除く (1)基点第1903号、第1948号、点イ、ウ及び基点第1908号の各点を順次結んだ4直線と防波堤並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線沖出し50メートルの線によって囲まれた区域及び点エと点オを結んだ直線以南の岩坪港の区域を除く。 点の位置 基点第1784号 笠岡市小飛島南端長崎に設置した標識 基点第1902号 笠岡市真鍋島真鍋島港北東新防波堤基部に設置した標識 基点第1903号 笠岡市真鍋島真鍋島港北浦地区東防波堤基部に設置した標識 基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠 基点第1908号 笠岡市真鍋島真鍋島港岩坪地区西防波堤突端に設置した標識 基点第1917号 笠岡市大島白石に設置した標識 点ア 基点第1784号から笠岡市間島南端見通し延長線と、基点第1903号から笠岡市北島市越東端見通し線との交差点 点イ 基点第1784号から笠岡市間島南端見通し延長線と点アから100メートルの点 点ウ 基点第1784号から笠岡市間島南端見通し延長線と、基点第1908号から基点第1917号見通し線との交差点 点エ 笠岡市真鍋島真鍋島港北東防波堤基部に設置した標識 点オ 笠岡市真鍋島真鍋島港岩坪地区東新防波堤突端 (2)基点第1948号、点カ及び基点第1907号と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1907号 笠岡市真鍋島宮ノ鼻突端に設置した標識 基点第1948号 笠岡市真鍋島真鍋島港北東防波堤突端に設置した標識 点カ 基点第1907号から基点第1905号見通し線上基点第1907号から160メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市真鍋島、六島	
同共第198号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市真鍋島岩坪地先	基点第1909号、点ア、イ及び基点第1910号の各点を順次結んだ3直線によって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線沖出し50メートルの線によって囲まれた区域を除く。 点の位置 基点第1784号 笠岡市小飛島南端長崎に設置した標識 基点第1909号 笠岡市真鍋島真鍋島港岩坪地区火の見やぐら 基点第1910号 笠岡市真鍋島大明神鼻に設置した標識 基点第1917号 笠岡市大島白石に設置した標識 点ア 基点第1784号から笠岡市間島南端見通し延長線と、基点第1909号から基点第1917号見通し線との交差点 点イ 基点第1784号から笠岡市間島南端見通し延長線と、基点第1910号から基点第1917号見通し線との交差点	第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市真鍋島、六島	

同共第199号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市真鍋島東南地先	基点第1911号、点ア及び基点第1912号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、最大高潮時海岸線冲出し50メートルの線によって囲まれた区域を除く。 点の位置 基点第1911号 笠岡市真鍋島去浜鼻突端に設置した標識 基点第1912号 笠岡市真鍋島焼場の島南端に設置した標識 点ア 基点第1912号から香川県仲多度郡多度津町伎柳島南端見通し線上基点第1912号から400メートルの点		第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市真鍋島、六島	
同共第200号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市六島地先	基点第1925号、点ア、イ及び基点第1925号の各点を順次結んだ3直線によって囲まれた区域。 ただし、最大高潮時海岸線冲出し50メートルの線によって囲まれた区域を除く。 点の位置 基点第1925号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識 点ア 基点第1925号から笠岡市小瀬島東端見通し線上基点第1925号から150メートルの点 点イ 基点第1925号から笠岡市真鍋島丸の鼻突端見通し線上基点第1925号から150メートルの点		第三種共同漁業	つきいそ	第3種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	笠岡市真鍋島、六島	